

不偏不黨 獄界曙光

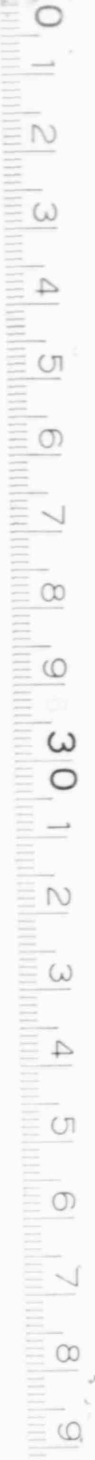


第九卷第一號

目録

● 論說	● 新年の辭	● 監獄改良に對下の急務	● 特別寄書	● 明治三十一年を迎ふ	● 雜錄	● 明治三十年中監獄重要記事	● 犯行の勵行を論じて支署長に及ぶ	● 上官の職務	● 實地問題數件	● 教誨	● 我國分房制監獄に於ける教誨の方法に就て聊か所見を述べ	● 教誨管見	● 獄事叢談	● 活洋氏初夢に因み普回犯罪人の押送に關する規則を語る	● 雜錄	● 明治三十一年度の豫算不成立に就て	● 戒具等の私語	● 出獄認可人員比較表	● 假出獄の申請並に認可人員に就て	● 獄局原の歸京	● 外國語學	● 附錄	● 囚人及刑事被告人押送規則釋義	● 改正押送規則詳細に對する方針通牒
(一頁)	自岡 幸助	(八頁)	朝 馬 生	(十頁)	正々堂主人	(二三頁)	笠原 正進	田中 一雄	(三二頁)	小河岳洋君茶話	(四二頁)	(四九頁)	(五一頁)	小河岳次郎君口述										

警察監獄學會發兌



恭賀新年

明治三十一年一月十二日

警察監獄學會

謹て新年の御慶目出度申納併せて親愛なる我監獄官其他同情獄
事家諸士の幸福を祝す扱て小生事昨夏秋の候は新築工事に服し知友
諸士には兎角御無音勝に有之候處昨冬常務に相復し申候間爾今は不相
變各位の御愛顧希望に存候

明年卅一年一月十二日

在香川高松

笠原正進 敬白

轉居

麴町區富士見町六丁目十一番地

中村

襄

會 告

◎初刊附録

として小河監獄事務監の講話(中村襄君筆記)に係る囚人押送規則の註釋及同細則、通牒等を一貫して本誌紙末に添付し讀者諸君をして同則の精神を窺知せしめんとす又好年玉ならずや因に本誌に限り數百部の豫備を存し新たに購讀の貴需に應ずべし

◎各典獄分監長

の肖像は來二月以降の監獄雜誌に連載し讀者諸君に紹介すべし抑も典獄分監長は我國監獄の主腦なり座して是等諸賢の風姿に接する豈快ならずや但掲載の順序は官等又は叙任の前後等を論せず寫眞御交付を得たる順を以毎月數氏を合載し本年内を以完結すべし

◎發行日變更

監獄雜誌は毎月三十日を以定期發行致來候處月迫の發行は各種の不便相伴ひ候間爾今毎月二十日を以刊行する事に相改め來月より實行せり

◎寄書規定改正

右發行日變更の爲め本會に寄送せらるる玉稿は毎月五日(六月は特に一日)前當事務所へ到達するの日取りを以御郵送被下度且質疑應答は一問一答必ず別紙に御認めあらんことを寄

内務省監獄事務官



小河滋次郎君肖像

書家諸彦に謹告す(寄書規定御参照)

◎監獄雜誌代金

御送付に就ては各署一定ならず毎月又は數月分區々御送付を得候處右にては經濟整理上にも差支候間本號分より毎月末日迄に其月分の代金御取纏め御回送被下度最も御一署内の代金圓以下の端金なる時は二ヶ月以上一纏め御送付相願不苦又集金御主任官の御設け無之若くは一已御購讀の向は數冊分の前金相切れざる様御拂込相成度此段愛讀者及集金御主任官へ謹告す

◎監獄英語必携

本書發行遲延に就ては中途意外の故障(本書校閲の米人俄に歸國したる件)有之加之英語獨習の目的を必成せしめんとして全編に涉り發音、註釋、訓點等を附したるが爲め英譯及印刷植字に於て非常の手續を要し自然二百頁の豫定紙數は超へて四百頁に達し手續の上に經濟の上に大困難を極め漸く完全無比の會話編となり今は全編殆ど刷了せしを以遅くも本月下旬豫約諸君の机上良師友を得らるべし敢て發行遲延の罪を謝す

明治三十一年一月

警察監獄學會

監獄雜誌第九卷第一號

論說

●新年の辭

回顧すれば明治三十年も既に紛擾の中に經過し去り茲に明治三十一年の新年を迎ふるに至りぬ、例年なれば國民學て椒酒に酔ひ新正を賀すべきなれども本年は猶宮中喪第三期中に屬するを以て臣民たるもの亦た一般に遠慮すべきは固より將に其分なるを以て上下學て靜肅を守り謹慎を表し奉り極めて質素に新年を迎ふるの止むなきは業に己に例年と異なりたる現象の第一事なりとす

聽て政海の天候を觀來れば第十一帝國議會は舊臘切迫匆々の裡に於て召集せられ 風聲親しく貴族院に親臨し優渥なる 詔勅を賜はり議院の成立を告ぐるや開會第一、政府議院の議相一致せずとて内閣不信任の決議案其諸事に上るや霹靂一聲、政府は衆議院を解散し同時に貴族院に向て停會の處分に出でたり、例年なれば和衷協同の間に諸法律案を審議熟案し共に俱に新正を祝すべかりしに此不祥の裡に新年を迎ふるは乘に已に例年と異なりたる現象の第二事なりとす

衆議院の解散、貴族院の停會は假りに之を國家の爲め止むを得ざるに出でたりとするも前項の停會、解散に尋て國務大臣の其責引き辭表捧呈となり、歳末の政務休閉中に屬すと雖も既に茲に一週日餘に涉り未だ新内閣の組織を見る能はざるは内外多事の今日、國民一般の不幸たるは勿論、畏くも上御一人の叡慮を懸

を申し奉らんこと豈に憲政を補弼するものゝ忍ぶべきことならんや、而して此紛々擾々の中に新年を迎ふるは業に已に例年と異なりたる現象の第三事なりとす

回春劈頭に於て以上三個の異常に遭遇せるを以て従つて其新正を賀するの情に於て又異常の感慨を抱けること國民たるものゝ同一轍に出でし所なるべしと信ず、願て我監獄界の前途如何と觀察すれば層一層責任の重きを加へ轉た其成効の遅緩するなきやを慨せずんばあるべからざるなり、然り而して其責任の重きと改正條約實施に伴ふ監獄改良準備にして其の成効の遅緩とは從來我監獄社會の輿論とし監獄改良の最大利器として政府當局者の間に頻りに畫作せられつゝありし一大問題たる監獄國庫支辨論の實行遅延するの虞れある是れなり、聞説政府は客臘召集せられたる第十一議會に向て國庫支辨法律案を提出せられんとて業に既に諸般調査を遂げ了されたりしと云ふに衆議院の解散に依り遂に必要の諸法律をも議に上すに至らざりしは大は以て國家の兇事たるべく小は以て我監獄改良の全壁を遅緩ならしむるものと言ふも予輩は其誣言にあらざるを信せり、否な監獄の不幸は獨り是のみならず議會解散に伴ふ豫算不成立の結果は遂に折角昨年中新置せられたる監獄局事務擴張の上に影響すること亦尠少なりとせざるなり、況んや來年度に於ては警察監獄學校開設の議あり我監獄警察の當局者を養成し以て他日條約實施準備の急務に應せしむるの計畫熟しつゝありしと云ふに於てをや、然れども今日は是れ決して我監獄當局者の失望し落魄すべきの秋にあらざるなり、何となれば第十一議會は既に解散を命せられたりと雖も我帝國四千萬の同胞は既に同情を表し同人社會の後援となり前述の一大問題をして議會を通過せしむるの日、將に遠きにあらざるべきを信すればなり、是れ即ち他なし昨年末の通常各府縣會に於て監獄費を國庫支辨となすの建議書を其筋に向て提出せられたる地方會に三四に止まらずと云ふに非らずや、當局者幸に意を強ふして各其職務に盡瘁

せられんこと希望に堪へざるなり、我學會亦同人社會の驥尾に就き其責任を頌つことを辭せざるなり、平素本誌愛讀の諸彦舊年倍蓰にするの眷顧割愛を垂れられんことを懇請の至に耐へざるなり、敢て新年に際し記者の至誠を述へ諸君の萬福を祈ると爾云

戊戌新正の第五日

學會記者謹白

左に掲載するものは去る年の十二月四國漫遊の際松山に於て演説したる筆記の梗概なり看官其れ之を諒焉

●監獄改良は刻下の急務

留岡幸助

「監獄改良」なる言葉は我等に取ては耳新らしき語なるが故に斯事業に直接の關係ある司獄官の外に監獄改良とは抑々如何なるものなりやと怪むものあらん、或は言はん監獄改良と吾人とは何の關係あらんや、既に看守、看守長、教誨師、典獄ありて各其職分に從事しつゝあるにあらざるや、監獄改良と吾人國民の關係の如きは寧ろ縁遠きものにあらざるやと、果して然るか、然らば誰か一夜たりとも自己に屬する門戸を閉鎖せずして安眠するを得んや、見よ門戸は人の城郭にあらざるや、故に門は石を以て疊み、戸は鐵を以て之を張り注意に注意を加へ、配慮に配慮を加へ主人たるもの番頭小僧に至るまで嚴命を下して盜侵の患なからしめん爲に一度び閉鎖したる門戸を再檢せしめ然して後始て安堵し以て就寢するは其生命財産を保護する爲ならずや、加之木造の家屋にては未だ以て容易に安神するを得ず以是煉瓦を疊み、鐵石を用ひて家屋を築營し尙且つ安全ならんことを欲するが故に財寶を其金庫に封鎖し、之を守るに火の番や、不休不眠と稱

する警吏を以てす、かゝる周到精密なる戒嚴は何が爲に要するや、之れ吾人の周圍を圍繞して晝夜に隱見出沒を逞くし以て吾人の生命財産を掠奪せんと欲する一種の怪族あればなり、一念茲に及べば誰か吾人をして監獄改良に縁故なしと云ふものあらんや、

今夫れ試に露兵二萬が「ウラシオストック」を越へて北海道の西南端なる小樽を侵略したりと聞かば我國民たるもの如何に振動し躍起して憂國奮慨の精神を鼓舞せざるものやある然るに二萬に四倍する八萬の惡漢が百有幾所の監獄に在りて吾人國民の生命財産を侵害せん爲に惡計を學びつゝあるを眼前に見ながら平然として我れ關せずと之を度外に措かば誰か其愚を笑はざるものあらんや、

然るに我國民たるもの冷然として監獄改良に留意せざるは果して何たる意ぞや大膽にも度合のあるものにて一國の危険之よりも甚しき者なる可し、加之監獄外にも幾多の惡漢あり彼等は巧に法網をくぐりて吾人の生命財産を掠奪せんと絶へず其隙を視へり、吾人は監獄の外内に於て隱然一大強敵を有するにあらずや、故に日々の新聞紙上に現はれ來る強盜、殺人、情死、姦通、詐僞、あらゆる罪惡は吾人をして心臓を急激に鼓動せしむる程にも頻繁なるにあらずや、之を以てするも尙吾人國民たるものは監獄改良に縁故なしとするか、最近の統計によれば重輕罪を犯して監獄に繋がれしもの明治二十七年に十七万有餘人あり、而して年を通じて凡そ八萬の囚人は終始監獄に繋留せられ、而して八萬の犯罪者を戒護し、教誨せん爲に司獄官一萬三千人、教誨師百有餘人ありて晝となく夜となく彼等の爲に激職に奔走するにあらずや、而して此等八萬の犯罪者と司獄官、教誨師を支給する爲に要する監獄費は毎年四百五十萬圓の多きに及ぶにあらずや、然り而して犯罪者あるが爲に警察署あり、裁判所ありて此等を合算する時は一千五百萬圓以上を要するにあらずや、監獄費丈を以てするも吾人國民たるものは毎年之が爲に老若男女を問はず、一人十錢餘

を納税せり、然るに多數の犯罪者が出獄の結果を調査するに最近内務省の報告に據れば出獄者の百に對する七十若は七十五は再犯若は再犯以上なりと云ふ、而して殘餘の三十は如何に成り果てしぞと云ふに或者は巧に法網をくぐりて依然として罪惡を遂行し、或者は行術知れずとなり、眞實に改悛の實あるものは出獄者百人に對して頗る僅少なりと云はざるを得ず、然らば毎年監獄而已の經費を以てするも四百五十萬圓を支出する監獄事業は全然失敗に歸せりと云はざるを得ず、言少しく過激に渡るの嫌なきにあらずと雖も政府は毎年四百五十萬圓の巨額と一萬三千人の司獄官を以て犯罪者を養成せりと云はざるを得ず、事實を以て論結せば監獄は犯罪者の練習所と云ふも誰か能く之を辨解するものあらんや、事の實相如此とするも吾人國民たるものは尙且つ監獄改良に縁遠きものなりと云ふを得んや、

更に一步を進めて論せんは道德的眼光に映射する監獄改良は人道救護の一大問題なり、法律の上より論せば人の生命財産を侵害するものは犯罪者にして之を懲らし、之を戒むるは國家のまことに爲さざる可らざる職責たりと雖、更に道德的眼光に映射する犯罪人は依然として吾人の同胞たるを失はず、同胞たるが故に吾人は之を懲戒すると同時に之を改過遷善せしむる義務を有す、之を比ふるに家族のうち疾病に艱むの病者ありと假定せよ全家之が爲に憂心忡々措く能はざるは人の情にあらずや、一國に犯罪あるは之れ即ち一國の疾病なり、この一大憂患たる疾病を治癒せん爲に吾人國民たるものは苦心焦慮すべきは當然の理にあらずや、吾人の唱道する監獄改良はこの國家的一大憂患たる疾病を治癒せん爲の一大運動なり、監獄改良は常に國民相互の關係より爲す而已ならず、上帝を信じて之を天父と仰ぎ、人類を目して兄弟と呼ぶ吾人基督信徒は皮下血あり、眼底涙ありの熱情を以て罪惡に墮落せる同胞を救護せん爲に時間を消費し、金錢を投じ、必要あらば生命をも惜まらずしてこの運動に加擔するは正さに爲すべきの義舉にあらずや、冷淡酷

薄なる今の社會は由し之を白眼視するも吾人基督信徒は大に之が運動に盡力せずんばある可からず、徒に我國の文明に誇ことを止めよ、暫く謙退して我輩の監獄制度が世界各國の何れの地位にあるかを深察せば思ひ半に過るものあらん、英國に於ては人口千人に付犯罪者一人弱、米國にては人口六千五百萬に對する犯罪者九萬人而してこの九萬人の犯罪者中殆んど其半數は歐羅巴各國より流寓したる外國人にして純粹の米國人にて犯罪せるものは殆んど其半數に過ぎず、然るに我日本國にありては八萬の犯罪人は殆んど日本人にして之を英國の犯罪數に比するに倍數なり、泰西の諺に曰く「文明の進否は其國の監獄の良否を見て知るべし」と世界の文明國中我國は最も多くの犯罪者を有せり然るに吾人尙且つ我國を以て文明國なりと誇稱すべきや、假令政治、文學、實業に方て稍々見るべきの實ありとするも國民の道德に進歩せざれば未だ以て容易に文明を誇稱するに足らず、監獄改良と吾人國民とは如此關係あれば斯業を目して單に基督教徒并に佛教徒而已の事業と見做す可らず、苟も納税の義務を有する吾人國民は議員も、官吏も、宗教家も、實業家も均しく皆な厚き同情と熱心を以て應分の助力を此事業に寄與すべきは理の當りに然るべきことなり、抑々嫌惡すべき犯罪、恐怖すべき犯罪人が田園を蠶食する害蟲の如く吾人の社會を侵害するに至る所以の理を研究するに至らば吾人は更に標を正して猛省せざる可らざるものありて存す、犯罪の原因一にしてこれらすと雖之を要するに、無教育、無宗教、貧困、怠惰、飲酒、情慾、不良の家庭、偏僻なる國民の感情、時價の暴騰、氣候、復雜なる法律、淫猥なる文學、惡友の感化、賈淫公設の害毒、常識なき政黨の競争心、善妾の弊、天災地天、遺傳、迷信等は其原因中最も重なる原因なりとす、如斯種々雜多の原因が重復して日に月に犯罪人を増殖するなり、かゝる犯罪の増殖は國家に取りて榮譽たることにあらず、親を知らんと欲せば其子を見よ、子を知らんと欲せば其親を見よ、我國に犯罪者の多きは決して我國家が健全なる發達を爲しつゝあるを示す所以にあらず、醫師が病者を診察するに其脈搏の急速にして手足の冷却し、顔色の凋衰せるを見て以て大患となすが如く國家に犯罪者の陸續として絶へざる即ち國家の大患に病むを表示する所以にあらずして何ぞや、國の將さに亡びんとするや民先づ亡ぶ、民心腐敗して道德地を拂ひ、犯罪者の暴殖するは是れ豈に國家衰亡の前兆にあらずして何ぞや、然るに監獄改良は尙且つ吾人に直接の關係なしとするか、監獄改良の歴史を繕くに泰西各國に於ては監獄改良を以て政府の事業と云はんよりは寧ろ基督信徒の政府に迫りて之を改良せしめたりと云ふを以て適當なりとす、之を他語せば泰西に於ては監獄の改良は即ち人民の改良にして政府の獨專事業にあらずしなり、然るに我國の如きは監獄改良を以て政府の獨專事業となし我國民は敢て之に關せざるの感あるは何ぞや、嘗に一般人民の無頓着なるのみならず政府の官吏も甚だ冷淡にして監獄事業に關係せる司獄官すらも其最大多數は只其職務の爲に盡くすにありて一朝其職を去る時は敢て一顧の勞だに取らざるなり、獨り司獄官の冷淡なる而已ならず、職責と關係淺からざる國會及び縣會兩議員すらも監獄の改良には冷淡至極の有様なり、二萬の露兵我北境を覗ふを嚴戒する政治家は何故に入萬の強敵内に埋伏せるを嚴戒せざるか、愛國の熱情に驅らるる我國民は外敵の恐るべきを知りて何故に内敵の恐るべきを知らざるか、吾人若し諸般の改良に急ぐと雖も監獄の改良を輕忽に付し去らば神聖なる我帝國は最後に賤辱の謗を受くるも之を避くるもの辭なきに苦む時至らん、否國家の衰亡を如何せんとする一念茲に至らば吾人は筆を投じて戰慄せざらんとするも豈に其れ得べけんや、

特別寄書

●明治三十一年を迎ふ

嘲 罵 生

乾坤一新明治三十一年の春來る、一年の謀を爲す一月に在り余輩は今日に於て本年内に成すべき事業の計畫を定めざるべからず、我國の諸制度は多く範を歐米各國に資りたるもの、尙は幼稚の觀を免れざるは素よりなりと雖も就中司獄事務の不振萎靡に至ては余輩轉た憤慨に堪へず、夫の陸海軍は如何、司法は如何、警察は如何、農に工に商に其現況如何、是等亦各未熟は未熟たるべしと雖も、治獄の事此れと馳驅して果して遜色なきか

當局者口を開けば即ち曰く今日の如き雜房監房にては到底改過遷善の効を収むる能はず、一日も早く分房監獄の建設せられん事を希望すと然り余輩も亦分房制の實施を熱望するものなり、其熱望豈敢て諸公の下にあらん、然れども國家經營の事監獄の一事に止まらず、國費年々多きを加へ、歳入常に不足を告

ぐるの際分房監獄の制期年に之を實施し得べしと信するは妄想にあらざるなきを得んか、英國の富を以てして尙は之れが實行を躊躇する所以のもの抑も何に依るか、夫の「ベントンヴィル」の一監獄が其建築に九万磅を費したるを觀れば其實行の容易ならざる知るべきのみ

若し夫れ分房監獄にあらざれば治獄のことなすべきなしと信する者の如きは是れ我國監獄實務家たるの資格を缺く者なり、少くとも明治三十一年に於て無用の司獄者と云はざるべからず、我國到底今年内に分房制の實施を見るの故れなし否な五年十年間先づ分房制の實施せらるべしとは覺へざるなり、分房制にあらざれば治獄の効得て望むべからずと爲しつつ尙は職を司獄の府に奉ずる者に至ては其何の意たるを忖度する能はず忌憚なく云へば祿の爲めにする者にして傳馬町罕番的人物と其撰を異にせざるなり吾人が日夜翹足渴望しつつある分房監房の實施、近く之を數年の間に期すべからずとせば余輩は今日の儘なる監獄を以て彼れ無賴の兇漢を歸善反正する方法を講せざるべからず、其方法として慈善的監獄訪問の利害如何、獄則處分嚴の程度如何、監獄衛

生は之を如何にせん、現行の監獄則其他關係法令は果して能く改善主義の目的に適合するや、刑法刑事訴訟法は如何に改正せられざるべからざるや等數へ來れば幾多の好問題は、解説を俟ちつつ諸公の眼前に横はるなり

然れども此等の諸問題を擧て事務至繁なる實務家のみの肩上に置けば酷なり、殊に實務家なる者は實務にのみ局跡し眼を全局に注ぎ永久の大計を立つるの餘裕を存せず僅かに一時を彌縫して職責を塞ぐを以て能事終ると爲すの弊あり是れ古今の通患なり故に學者理論家常に之が先を爲し指示誘導彼等をして其歩むべき軌道を誤らざらしむるを要す、我國今日誰れが能く此大任に當る者ぞ、請ふ近く之を昨年例に徴せん

昨年は文界の復活を以て稱せられたるの年なり、書肆は讀書家の需に應ずる能はざりし程出版に忙しかりし年なり、讀書熱は五七年來未だあらざるの高度を示したるの年なり、此年に於て、著述家を歓迎したる此年に於て、監獄に關する著書果して之れ有りしが、監獄社會終に一人の文士なきか、何ぞ闕然聽くなきの甚しきや、今日の急務は門外漢をして内部

の事情を知悉せしめ、彼等をして斯業の爲めに其一手を加ふるを容まざらしむるにあり、彼等をして不幸なる在監者の疾病を知り其傳播力の如何に猛烈なるかを知らしむるにあり、彼等をして今日の監獄は昔日の牢屋にあらざるを悟らしむるにあり、吾人が如何に盡瘁しつつあるかを知らしむるにあり、誰れが果して能く此大任を盡したる者、時勢は自然に來らず造るもの有て而して後ち成るなり、天下の憂に先て憂ふるの勇なく而かも漫然分房制の美を嘔々す余は與みせず

治獄社會の老練家は立て其實驗を社會に告白せよ、後進少壯者は立て異論新説を號呼せよ、内外應呼一大活氣を添へ來らば斯業の革新亦望なきにあらざる、疑滯混虫を生ず、立て斯業の志士、今は分房拘禁の美名にのみ垂涎するのときにあらず、明治三十一年は公等の爲め、一刻も其回轉を止めざるなり、實務家理論家共に獻策する所あれ、一年三百六十五日、長くして短かさ此一年を空しく徒過する勿れ、自今余も亦驥尾に附して管見を述ぶるあらんとす

雜 錄

●明治三十年中監獄重要記事

歳月事に改まり我監獄社會亦た一大新生面を加ふ予輩監獄に縁固深きもの此際層一層の奮發激勵を加へずして可ならんや、予輩が茲に所謂斯社會の一新生面とは何ぞや、曰く監獄監督機關の具備、即ち監獄局の設置是れなり、監獄局は實に昨明治三十年後半期中、中央政府内務省に誕生し爾來月を経ること僅に五閱月に過ぎずと雖も僅々たる此短日月の間に於て新置の監獄局が運爲したる活動の如何は既に粗ば公表せられて没すべからざるもの多し、予輩は例に依り左に昨年中監獄に關する法令の改廢設定事項に付其概要を摘記し當局者便覽の用に資せんと欲す諸君幸に之を諒せよ

一月十一日、は畏くも國母 皇太后陛下御存還の當日にして我至誠忠勇に富める國民の一般に哀悼慟哭の情に堪へざりし所なり、而して歳月勿々今茲 英照皇太后陛下の御一週紀に相當す、予輩草莽の臣民たるもの茲に恭しく追悼の誠意を表せず

錄

して可からんや敢て謹で吊詞を述ぶ

同十五日、勅令第五號を以て定役に服すべき四人の服役を特免せらる

皇太后陛下 崩御に付本令發布の日より五日間并御發棺御埋棺の當日特に罪囚の定役を免せらる而して免役の當日は靜肅を専らとし教誨を加へ聖意の辱さを知悉せしめられたり

同三十一日、勅令第七號を以て 皇太后陛下 大喪に丁り惠澤を施されんが爲め特に減刑令を發布せしめらる

同日勅令第八號を以て前項減刑令の外臺灣に大赦令を布かせらる

言ふも畏きことながら大赦特赦減刑及復権は帝國憲法上 天皇陛下の大權にして異常の場合にのみ行はせ賜ふ所の恩典にして 皇太后陛下の大喪は實に此大權を行はせ給ひし所以にして既に法律上確定判決を経たる一般罪囚の刑期を減輕せられ尙此外に臺灣新附の民をして治く皇化に霑はしめられんが爲め特に或る犯罪に限り大赦令を發せしめらるゝ、皇恩の洪大無疆なる普天の下、率土の濱、一人として其恩徳の深く且大なるに感泣せざるも

の是れあらざりしなり

同日、詔勅を發せらる 御大喪に丁り各地方慈惠救濟の資を補はしめられんが爲め特に内帑の金(整理公債證書額面四十万圓)を北海道并各府縣及臺灣へ下賜せらる

本陛下賜金は既に其 詔勅に於て宣はせ賜ふ如く慈惠救濟の資を補はしめらるゝ御旨趣にして此御下賜金支出の費途に付ては各地方長官に於て熟慮考案を廻らし百年の大計を計畫施爲しつつあるは實に掩ふべからざるの事實にして予輩が今日迄見聞する所に依れば孤兒院、育兒院、貧民院、感化保護院等其名稱こそ異なれ其性質皆一樣なるものに向て直接間接に補助するの資に供せられつゝあるが如し、而して其成績の著しきものに至ては予輩未だ茲に明言するを得ずと雖も姑らく茲に 聖旨を奉體し敢て或は本陛下賜の旨趣に乖戾せざるなきを宣言し置くに止めんとす

二月十七日、勅令第十四號を以て明治三十年一月十二日前に於て懲戒又は懲罰に依り免官免職せられたる者及停職を命せられたる者の懲戒懲罰を免除せらる

本令は既往に溯ぼり懲戒懲罰に依り免官職せられたる者に對し恩給又は退去賜金を受くるの資格を回復せられ及其再任者に在つては前官職在職年數を恩給を受くべき年數に通算し又は退官賜金を受くべき年數に加算せらるゝ等の權利を回復せしめられたるものにして以上の權利發生の時期は即ち本令公布の日を以て限界とせられたり、而して巡查看守の給助金は即ち恩給に外ならざれば恩給同様本令に依り支給せらるゝこととなれり、案するに本令は憲法上 至尊の大權にして法律上既に失却したる權利を回復せられたるものにして是れ又皇太后陛下の大喪に丁り至大の恩典を宣布せられたるに過ぎざるなり

同十九日、勅令第十六號を以て監獄官吏の服制并提燈徽章及看守給與品、貸與品、規則を臺灣に施行の期限を定めらる

本令は明治二十九年勅令第三百六十六號典獄分監長看守長の服制并提燈徽章、同年勅令第三百六十七號看守給與品規則は内地に於ては看守に關する費用は地方税支辨たるの關係上より明治三十一年度より施行の事を定められたるも臺灣に於ては別

錄

段右等の關係之れなきのみならず、臺灣に於ける監獄官の服制制定の際なるを以て其施行期限を三十年度よりとせられたるは内地に比し一段の進歩たるが如しと雖も以上の二事由は要するに本令の特例を發せられたる所以ならんか

同日、内務省訓令第四號を以て國庫支辨の囚徒にして滿期後府縣監獄別房へ留置する者の費用額を一囚一日二十錢と定め右囚徒の衣食費は其得たる工錢より之を精算し國庫に納付すべきことを定めらる但其工錢にして衣食費を償ふに足らざるときは工錢金額を國庫に納付せしむ

本令は勅令第七號減刑令發布の結果として當時北海道より送還せられたる者の内、監視執行地の分明ならず府縣監獄別房に留置するを要する者多少之れありたるより此發令を見しものにして國庫支辨囚徒の滿期後に伴ふ結果なれば其費用をして府縣の地方税に負擔せしむるの理由なきに依りたるものに過ぎざるなり

同十七日、内務省訓令第五號を以て在監人行狀監査及賞譽規程を定めらる
本令は從來の行狀監査内規なるものは往々解釋上

の疑問あり且不完全たりしを改正し、在監人行狀視察の標準を示されたるものにして刑期一年以上三年未滿は四期に分ち、三年以上は五期に分ち、無期徒刑及懲役終身囚は十五年、無期流刑は五年有期流刑三年を四期に分ち各勘査期を定むる等詳細に規定せり又前日の遺憾なけん

同日、大藏省訓令第八號を以て國庫支辨の囚徒滿期後監獄別房に留置せしものにして衣食費辨償するものも收入科目及整理方を定めらる
本令は内務省訓令第四號の結果として其歲入は明治二十九年大藏省所管歲入科目表歲入經常部第四款雜收入第三項辨償金中第十三目へ別房留置人衣食費辨償金の目を設置し收入整理すべき件なり

同日、拓殖務省訓令第三號を以て北海道廳及北海道集治監に於ける在監人行狀勘査及賞譽方は本年内務省訓令第五號に準據すべき旨を達せらる
三月二十五日、勅令第五十一號を以て海軍監獄看守に宿料給與の件を定めらる
本令は土地の狀況に依り一ヶ月一圓以上三圓以下の宿料を給することを得と定め明治三十年度より施行せらるどあり

四月十四日、勅令第九十三號を以て臺灣總督府巡查看守教習所官制を定めらる

同十七日、勅令第九十九號を以て北海道巡査看守及北海道集治監看守俸給令を定め一級十二圓、二級十一圓、三級十圓、四級九圓とし及年功加俸、休職者の俸給を定めらる

本令は主管拓殖務省に於て巡查召募上の困難を感じたる結果、一般俸給令に比し増俸の先鞭を採りたるは寔に善しと雖も當時既に内地一般巡查看守俸給令改正の風説傳はりてある日に於て單獨改正令の發布を見るに至りしは予輩をして風説の風説に過ぎざることを感せしめしなりと雖も恰も善し五月に至り勅令第四百四十九號(後出)を以て一般巡查看守の俸給令を改正し却て北海道に於ける特例に比し尙其俸給を高められたるに至りては、予輩北海道の爲め本令の不幸なるを感せしむるに至れり是れ全く主務の管轄相異なりしより茲に至りしものと雖も要するに本令は龍頭蛇尾に歸せしものなりと云はんか

同日、拓殖務省訓令第十號を以て臺灣總督府警察司獄吏員旅費規則を定め同年四月一日より施行

同六日、拓殖務省訓令第十四號を以て臺灣總督府職員昇任以上の者及巡查看守歸郷旅費規則を定めらる

五月三日、勅令第五百五十二號を以て臺灣總督府地方官官制を定め臺灣監獄署に新に典獄を置き典獄以下看守長、監獄書記の職務權限を規定せらる
本令は臺灣に於ける地方行政事務の權限を定められたるものにして從來臺灣監獄は警部長監督の下に屬せしめたるを獨立せしめ監獄署に新に奏任典獄を置きたるは少くとも監獄をして警察の付屬たるが如き感を除かしめ其位置を進めたるものなるを祝すべきなり

同日、勅令第五百五十三號を以て臺灣總督府地方高等官二等俸給令を定めらる
本令は勅令第五百五十二號と聯帶して典獄の官等及俸給を定められたるものにして官等は高等官五等以下八等迄の四級とし俸給は一級千二百圓二級千圓三級九百圓、四級八百圓、五級七百圓の五階級とせられたり、臺灣監獄事務の進歩又以て期すべきなり

二十一日、勅令第四百九十九號を以て巡查看守俸給令を定め一級十五圓、二級十四圓、三級十三圓、四級十二圓、五級十一圓、六級十圓、七級九圓の七段とし五級以上は勤績滿一年以上を踰ゆるにあらざれば昇級せしむるを得ずと雖も其れ以下は勤績年數の制限を付せず即時支給するを得ることとし(部長に振擧せらるる者は此限外とす)教習中の巡查看守は三圓乃至八圓と定めらるる但北海道は本令を適用せざることをせり

本令は警察及監獄當局者の豫て熱望せし宿志にして近時物價の騰貴は從來の在職者をして此兩社會より驅逐するの結果を見るに至り従て新募者を得るの困難なるは警察監獄の兩機關をして活潑の運轉を中止せんとするの傾向を事實に顯はさんとするの一切奈、本増俸令の發布を見る豈に偶然なりとせんや、然れども當時既に當該年度の豫算は舊令に依り確定せるを以て即時施行の困難は之を免かれざりしと雖も當局者は臨時に増費を請求し又或は前日缺員の多きより生ぜし剩餘俸給を流用し漸次本令を實施し來れる地方多く従て監獄警察の天地は層陪の活氣を添へ時ならぬ開花を見るに至

りしは予輩斯道の爲め新年と共に之を謳歌するに吝ならざるなり

同二十四日、内務省訓令第十號を以て明治二十六年本省訓令第二十九號中身分帳調製及取扱心得中第四號刑期六ヶ月以下とありしを「刑期一ヶ年以下」とし同第五號中「刑期三ヶ月以下」を「刑期六ヶ月以下」と改正せらる

本令は地方監獄事務の繁劇なるを斟酌し繁文省略の旨趣に出でたるに過ぎざるが如し
同二十九日、内務省訓令第十一號を以て明治二十一年十一月本省訓令第二十六號及同二十二年三月同第二十七號を廢せらる

参考二十一年訓令第二十一號は監獄内の建物中稟請を要せず處分後其位置畧圖を具し一ヶ年取纏め報告方の件、二十二年訓令第二十七號は、監獄新築改築又は監房建設のときを除く外監獄に係る建物は總て同上報告方に據るの件なり

本令は是れ亦繁文省略、事務の簡捷を圖るの意に出でたるものなりと云ふ

同六日、拓植務省告示第三號を以て本年六月一日より當分北海道集治監網走分監を閉監し該監の事

務は樺戸本監をして之を取扱はしめらる
本告示は本年勅令第七號減刑令發布後四員の減少せし結果に依る

六月二十二日、勅令第四百九十一號を以て警視廳官制を改正し東京府下に三監獄署を置き三人の典獄を置き各監獄署長たらしめ而して鍛冶橋監獄本署長は警視廳第四部長に補すべき典獄を以て之に充て監獄總般の監督者たらしめらる本令は從來警視廳所轄監獄の大に過ぎ且つ三ヶ所に分在し従て監督不充分たるの嫌ありしより一人の典獄を三人の定員とし各監獄署たらしめ特に鍛冶橋監獄署長たる典獄は之を警視廳第四部長に補し同廳に於ける監獄全般の事務を統督せしむることとなれるは全國監獄行政監督方法に對する好模範を示したるものとして予輩は本令の改正を歓迎せざるを得ざるなり

同日、勅令第四百九十二號を以て警視廳高等官々等及俸給令を定めらる
本令は前項勅令第四百九十一號と聯帶して警視廳典獄の官等俸給を定め第四部長に補すべき典獄の官等は高等官五等乃至七等とし俸給は一級千四百圓

二級千二百圓、三級千圓とし其他二名の典獄は高等官六等乃至八等とし俸給は一級八百圓、二級七百圓、三級六百圓とし從來の固定職給制を改め三階級とせられたるは少くとも監獄行政の成績顯著を期し有爲堪能の士をして永く監獄事務に執掌せしむる好個の希望を抱かしむるの主意に出づ、是れ又他日他の模範とするに足るべしと信す

同日、勅令第二百五十五號を以て警部、監獄書記、看守長特別任用令を發せらる

本令は巡查看守勤績三年以上にして精勤證書を有し現に其職に在る者は實務の成績を考查し及學術成績を行ひ巡查は警部に、看守は監獄書記、看守長に任用するの道を開かれたるものにして監獄、警察事務の獨立を保全するの旨趣に出で併せて後進者の進路を洞開せられたるは巡查看守俸給令の改正と相待て如何に警察、監獄行政の重要視せらるるやを推知すべきなり又以て監獄官吏の名譽を確保し將來有望にして且多幸なるを了知するに足るべきなり後進の士夫れ勉旃

同二十四日、内務省訓令第十三號を以て警察實與規則中改正せらる

七月二十六日、勅令第二百四十六號を以て北海道廳巡查看守及北海道集治監看守に一ヶ月三圓以内の手當金支給の件を定めらる

本令は俸給令改正の結果、北海道在職の巡查看守の俸給は内地に比し權衡を失すること甚しきより此特例を設けられたるものなるべしと雖も、既に改正俸給令の項に於て一言せしが如く實に姑息の救済策に過ぎずして寧ろ此特例は之を存置し俸給令を一般内地と同一に改正せんことを彼是の平衡を得たるが如し何となれば北海道は内地に比し物價及氣候の關係より此種の特例あることを定に正鵠を得たるものなるべければなり

同六日、内務省訓令第十四號を以て巡查看守考試規程を定めらる

本令は勅令第二百十五號警部、監獄書記、看守長特別任用令の考試方法を規定せしものにして本規程に基き各地方に於て細則を設けらるべき筈なり

同九日、拓殖務省訓令第二十號を以て北海道に係る巡查看守考試規程を定めらる

本令は内務省訓令第十四號に準據したるものなり

同七日、臺灣總督府令第三十三號を以て臺灣死刑

執行規則を定めらる

八月六日、勅令第二百五十三號を以て内務省官制中改正し監獄局を新置し局長を奏任とし専任監獄事務官一人を置かる

監獄局主管事務及事務官の職制左の如し

第三條 第四項 監獄事務官は奏任とす監獄局に屬し其事務を掌る

第十一條 監獄局に於ては左の事務を掌る

一、監獄に關する事項

二、假出獄及監視假免に關する事項

本令は從來監獄當局者の希望にして改正條約實施準備に伴ふ監獄改良は政府をして此發令の止むなきに至らしめしものにして當時予輩は卑見を開申せしを以て茲に贅せず

同日、勅令第五百四十四號を以て高等官俸給令中改正し監獄事務官の官等及俸給を定め高等官三等以下七等の五段とし俸給は高等文官年俸第二號表に依ることとせらる即ち一級二千五百圓以下十級八百圓なりとす

同日、勅令第二百五十五號を以て監獄事務官特別任用例を定めらる

本令は五ヶ年以上獄務に従事し現に判任官二級以上の俸給を受くる者より當分の内高等試験を要せず文官高等試験委員の銓衡を経て任用することを得と定められたり又以て監獄行政を以て専門の科學と認められたるを知るべきなり

同日、内務省分課規程改正し監獄局の分課を左の如く定めらる

獄務課 監獄并に假出獄監視假免に關する事項

計表課 監獄の統計に關する事項

同十四日、勅令第二百六十三號を以て警察留置人食料に關する件を定めらる

本令は明治十七年中太政官布告を以て一食二錢五厘以内と定めありと雖も近時物價の騰貴は遂に此改正を見るの止むなきに至りしものにして其費額は主務大臣の定むる所に依るべきこととせり

同十七日、内務省令第二十三號を以て警察留置者費一食五錢以下とすと定めらる

同十四日、拓殖務省訓令第二十一號を以て北海道に於ける監獄内の建物報告方の件を廢止せらる

九月一日、勅令第二百九十四號を以て拓殖務省官制を廢せらる

本令は拓殖務省を廢し北海道に係る監獄行政事務を内務省直轄に復舊せしめ、集治監を内務省直轄に道廳監獄は依然道廳長官管理の下に置かるゝ事と知るべし

同二十四日、勅令第三百二十六號を以て海軍監獄條例を定めらる

同十四日、内務省訓令第十八號を以て看守採用試驗規則中改正し採用年齢を四十五年以下とし會て判任官以上の職を奉したる者を無試験にて採用し得ることと改正せらる

同二十四日、勅令第三百三十三號を以て内國旅費規則を改正し明治三十年十月一日より實施せらる

十月七日、内務省令第二十七號を以て警察官吏其他内國旅費概則を改正し明治三十年十月一日より實施することとし同時に監獄醫教誨師旅費規則及警察監獄吏員にして公務の爲め私設鐵道條例に依り半額乗車のときは旅費半額支給の件を廢止せられたるものとす

同二十八日 總督府令第五十一號を以て臺灣に於ける囚人工賃給與規則を定めらる

十一月二日、勅令第三百九十二號を以て北海道廳

官制を改正し明治三十年十一月五日より施行せらる

同日、勅令第三百九十三號を以て北海道廳高等文官官等俸給令を定め同廳典獄の俸給を一級千二百圓二級千圓、三級九百圓、四級八百圓、五級七百圓とし官等は高等官六等以下八等の三階級とせられたり

同日、勅令第四百號を以て典獄分監長看守長の略服制を定めらる

同二十六日、勅令第四百十五號を以て囚人及刑事被告人押送規則を定め明治十五年太政官第十號囚人護送手續を廢止せらる

十二月十七日、内務省令第三十五號を以て警察分署に拘禁又は留置する者の食糧に關する規程を北海道廳に適用の件を定めらる

同二十七日、内務省令第三十七號を以て囚人及刑事被告人押送規則を定めらる

同十五日、内務省訓令第二十五號を以て監獄官吏禮式を定め總て警察禮式に依るべきこととせらる
同十七日、内務省訓令第二十六號を以て明治三十年本省訓令第十三號、第十四號、第十五號、第十

既に看守長及び看守の服制を改正せられ且進んで典獄並分監長の制服をも定められ愈々本年四月より之を實施せらる勿論典獄分監長及び看守長に在ては施行期限前に於て之を着用するを得るの規定あるを以て今現に着用するもの多少之れありと雖も一般に行はるゝは來る四月にあり然らば其時よりして一層紀律整然たるを見るべし然れども監獄支署に至ては未だ以て遺憾なしとせず何となれば監獄支署長は監獄書記を以て之に充つるの制なれども其書記に對しては別段服制なきを以て區々たるを免かれざればなり新領地たる臺灣の如きは看守長を以て支署長に充つるにより聊か申分なし余は一般に對して此の如くならんことを希望す尙其筋に於ても夙に其内議ありし由なれども其他改正を要するもの多々之あるを以て何れ改正條約實施の際までには監獄則をも改正せざるを得ざるにより其時を期して一大改正を行はるべしと雖も今よりして之を行はんと欲せば敢て難きにあらざるべし故に監獄支署長に看守長兼務を命じて其制服を着用せしむるに於ては紀律を勵行する上に於て最も可なりと思ふ其若し不紀律なるものあらば畢竟其人物の不能なる者と謂ざるを得ず尤も監獄支

六號、第十七號を北海道にも適用し及同年拓殖務省訓令第十九號、第二十號を廢せらる
参照内務省訓令第十三號は警察官規則中改正の件、第十四號は巡查看守考試規程、第十五號は巡查教習概則第十六號巡查配置及勤務概則第十七號は巡查採用規則中改正の件なり
拓殖務省訓令第十九號は巡查採用規則中改正の件第二十號は北海道巡查看守考試規程の件なり
(完了)

●紀律の勵行を論じて 支署長に及ぶ

監獄は紀律の府たり然り紀律の府たるかゆへに在監人殊に囚人に對しては一舉手一投足と雖も決して不紀律ならしむるを許さず抑も自由刑をして其目的を達せんと欲せば勢ひ紀律を勵行せざるべからず其紀律を勵行するに方りては獨り在監人のみならず監獄官吏自らに於ても亦紀律を守らざるべからず之れ當然のこたるを以て直接戒護に従事する看守又は看守長の如きは曾て制服の設けあり巖然として職務を執行し來りしが尙時勢の進歩に従ひ改正の必要を來し

署長は其實小監獄の典獄に等しきを以て能く其人物を選択し適當の人物を以て之に充るを要す然らば則ち本署と共に並び進んで紀律を勵行し若々改良の効を奏するを期して待つべきなり余輩斯道の爲め當局者に對して之が實行を望む

●上官の職務

正々堂主人

茲に所謂上官とは典獄は勿論各課長及び支署長を包含するものなり而して其職務は各一般の規定あるを以て殊更之を論ずるの要なきものゝ如しと雖も其規定たるや概括的のものなるを以て實際上に於ては往往其取扱を異にするものなしとせず從て繁閑精粗あるを免かれず然れども豫て岳洋氏の謂はるゝ如く歐米諸國に於ては各課長主として事務を處理し課僚の如きは全く之れが補助たるに過ぎず尙典獄又は支署長に於ても自ら執筆して事務を執らざるを得ざるを以て育判の不能の人物にては到底其職務に堪へざるにより多くは實務家中より之を任命し假令十分の學識を有するものと雖も相當の期間實務を練習したる上にあらざれば之を任用せずと云ふ其故若々改善の

効を奏し常に渠れ等の驕る所なるべし本邦に於ても近年著しき改良を加へられ今日に於ては日々獄務會議の設けなき所を見ざるに至れり故に上官と雖も相當の事務を執り舊時の如く別室に在て印判を押すのみにて足れりとするの比にあらすも雖も勤務上亦人により多少の差あるも將來益々卒先して上官は歐米諸國の如く否一步を進めて自ら勤務に當り部下を獎勵して以て赤髯を後に瞪若たらしめんを期望す

●實地問題數件

一 新に刑を執行する囚人を一日若くは數日間同一の監房に雜居せしめ其滿期放免に際したる囚人と同じく一房に拘禁する處なきにあらざる由なれども余輩其可なるを知らず何となれば本來罪質に依り其監房を別異すべき等なるに假令一時なりと雖も其罪質の如何に拘はらず新入監と稱へて之を同房に拘禁するは穩當ならざるのみならず執行當時に在て未だ監獄の生活に慣れざる前に於て再犯防遏の手段を講ずると最も必要なるに初犯再犯の差別もなく之を同房せしむるに於ては忽ち罪惡傳染し之を改善せしむるは虎列拉病を治療するよりは

尙難きに至るを以て後に監房を別異するも敢て其効なかるべし凡で何事に限らず最初が肝腎なるを以て刑執行の當日より罪質別に拘禁せざるべからず若し分房の設けありとせば之に拘禁するに若くはなし又放免の際に於ても之と同様に折角改俊に赴かんとせしものも同房せし惡漢の爲め惡事に誘導せられ復た罪惡を犯すに至るの虞なしとせず故に放免の際と雖も之が監房を移さず其儘拘禁して居房より直に放免するを可とす蓋し執行又は放免者を各一二の監房に纏めて拘禁するは思ふに訓示若くは教誨の便宜に出でたるものなるべしと雖も前題の如き不都合なる結果を見るにより無制限にて雜居せしむるとは之を廢するを要す

二 囚人及懲治人放免の際に果して遷善改悟の微効あるや否を調査し一ヶ年取纏めて其筋へ報告するの例なれども今實際上の取扱向を聞くに多くは其取調を教誨師に一任し看守長は之に干與せざるものゝ如し然れども看守長は監獄の主腦たる戒護を司るものなれば其調査に干與せざるべからず否寧ろ看守長主として之を調査すべきものなるべし故に其完全なるを望まば看守長の調査せしものを

毎日監獄會議に付し教誨師の意見を聽きて決定し其旨放免者の身分帳に記入し統計の材料に供するを以て可なりと思考す

三 監獄の作業中多く塵埃起ち比較的病者の多く出来るは實に糞工なりとす故に糞工に囚徒を使役するに付ては可成塵埃の起たざる様に工場を設け若くは塵埃を除くの工夫を爲し又は喫飯前に顔を洗はせ口中若くは鼻孔に入りたるものを吐き出さしむる等の注意を爲し健康を保つとを勉めしむるを要す之れ監獄官吏として當に盡すべき任務なるべし然るに實際家の中には此等の點には頓着せず工場は綿切にて塵埃之に充滿し空氣の流通すら尙不十分なるものなしとせず又喫飯に際して洗面せしめざる所も亦なきにしもあらずと云ふ素より傳聞に係るを以て果して事實なるや否は余輩之を知らずと雖も若し今日に於て實際上此の如く衛生上に不注意なるものあらば速に其非を改め單り此點のみならず苟も衛生上に就ては十分なる注意あらんことを希望す

四 人類に於て一日も欠くべからざるものは云ふまでもなく衣食住なりとす故に吾人は常に此點に就

て苦心焦慮健康を保つとを勉む之れ人として當然のとなるも監獄の如きは夥多の在監人を拘禁するを以て自然空氣も腐敗し易きにより別して衛生上に就て注意を要するは勿論衣服殊に肌着襦袢の如きは時々澀濯を加へ布圍は之を日光に晒して干燥し或は薰蒸し食物は新鮮にして成るべく滋養分あるものを撰び住居則ち監房内外とも飽まで清潔にし尙病監に在ては別して換氣採光充分ならしめざるべからず然るに此三點に付ても實際上當局者の間に注意の精疎なしとせず若し其注意の不充分なるが爲め或は病者を生ずる等のとあらば何ぞ其責を免かるゝとを得ん

五 監獄には當然監獄醫を置くべきものにつき藥局をも設けて調劑せしむるが至當なるべきも其在監人の少數なる支署の如きに至ては實際本則の如くに行かざるものなしとせず故に監獄醫を置くも其調劑は入札を以て受負はせ或は病院又は開業醫に囑托して診察治療せしめ其價を拂ふものありて少しく變例に屬すと雖も亦止むを得ざる次第なり併しながら多くの中には甲乙二人の開業醫に對して監獄醫を囑托し隔日に診察治療せしむるものあ

る由其如何なる都合に出でたるものなるやは之を知らずと雖も思ふに疾病其他の事故ある場合を慮りて注意を加へられたるものならん果して然らば其注意は可なりと雖も甲乙二人に囑托せずとも他に良法なきにしもあらざるへし其甲乙二人に監獄醫を囑托するに於ては自然責任の歸する所なく否互に責任を譲り病者に對して幾分か不親切なるの傾なしとせず縦しや之れなしとするも甲乙其見る所を異にし或は治療上に付て意見の異なる等種々なる不都合を生ずるとなきを保せず故に開業醫に對しては事ろ一人に之を囑托し責任を負はしめて充分に盡さしむるを可とす若し其者の疾病若くは事故ある場合を嫌念せば尙其開業醫の雇使する醫員にも囑托すべし

六 人類は窒素を吸ふて炭素を吐くも樹木は之反して炭素を吸ふて窒素を吐くに依り人類の生活する所には樹木を要すと云ふ余輩全く素人たるを以て其學説上とは能く之を知らざるも兎に角吾人の住所に樹木の必要なるとは何人とも雖も之を疑はず又其贅澤に出づるものなしとせざるも或點に於ては衛生上必要あるとも今日敢て異論なし果して然

らば監獄と雖も同じく人類の住する處なるを以て亦多少樹木の必要あるべし多く在監人ある所は別して空氣の腐敗し易きを以て衛生上の點より論ずるときは樹木の事る必要欠くべからざるものあるべし故に美花を開き又は菓實を結ぶ佳美なるものは固より監獄には不適當なれども常盤木又は桐の如きものにて檢束上障礙なき限りは之を植ゆるを要す病監の庭園には尙更以て必要なり然るに或る地方に於ては病監の前後にも更に樹木のなき所あるやに漏れ聞きたり若し其地方に在て樹木を置き特に害ある事情あらば夫までなれども然らずんば蓋し一般の衛生法に従ふの要あらん

七 携帶乳兒の取扱は實際今日まで區々になり或は其母なる囚人と共に工場に出し傍らに遊ばせ置くものあり或は脊負ふて作業に従事せしむる所あり或は囚人若くは別房留置人を傳母の如くに付して監房に入れ置く所ありと云ふ其工場に出し置くに於ては種々なるものを見習ひ加之偶々官吏巡視の際號令を下すの眞似を爲し多少紀律を害する等の不都合なき能はず然れども乳兒をして終日監房内に在らしむるは善に憫然なるのみならず生育上に

も多少害あらんかと思はるゝを以て看護婦を付し監房に置くは可なれども一日數回運動場若くは監外適宜の場所に出して運動せしむるが最も適當ならんか記して以て實際家の參考に供す

教 諭

●我國分房制監獄に於ける教諭の方法に就て聊か所見を述べ

笠原正進

監獄教諭の問題は世論怒々として我日本監獄協會雜誌に或は監獄學會雜誌の每號に登壇せざるなきが如し然れ共其効否の實蹟未だ曾て論証的の記事あるを看ざるも夙に斯の業に熱心なる佐野君は曩に(監獄の教諭をして有効ならしむるの方法)と題し懸賞の問題を掲げ其卓説を募集したると百三十有餘通其撰に登りたるものは余が親愛する文壇の名士江村福澤洋々散士諸君の諸説なり論ずる處の旨意大体に於て敢て軒輊あるものにあらず其主論の如も諸説愈々出て益々妙味を顯し明確に能く其肯綮を涉獵し得たり

回顧すれば余も久しく諸君と文壇に聲咳を接するこのあれば當時聊か所見なきにしもあらずと雖ども身に寸閑なきと淺學關茸能く策を染めざりしは今更遺憾に堪ゆるなり
返説余一日白屋に塾居し前日の疲勞を慰せんと一瓢の飲其半を過したる頃余が白屋を叩くものあり其誰れたるを知らざるも余が寓居に來るものは親愛なる獄事家にあらざれば將た懸取の奴輩なり故に余は坐ながら來意を問ひ答ふるに入るべしと命じたり來る處の客は果して何人ぞ余と晝夜獄事に操縦する莫逆無二の教諭師なり喜色怡々として笑を含み余が傍に座し私かに余に諮問を試んとするの風姿あり氏元來酒を嗜むす故に机上に散亂しある粗菓を集め氏が愛に供し余は猶ほ謝して以て一瓢を盡さんとするに氏忽ち曰く君に一肴を與ねんと懷中を探り出したる處のものは蘭肴にあらすして一の紙片なり記する處のものは曰く(我國分房制監獄に於ける教諭は如何なる方法に據らば其の効を奏する乎)とあり余は氏に問て曰く何故に之れをして余が蘭肴とせし乎氏曰く君は我新築工事に就て戴星踏月久しく其任に當り能く其の構造を知る余も亦た屢々該場に出で、教諭を試

み傍ら分房構造に據て教誨の効否を將來に考へ所論なきにあらす君能く其勞に堪へ今や聊か閑散の身となれりと聞く故に君が常に懷抱する所論を聞き余は口頭開戦を試みんとして來りたるものなりと余之れを聞き大いに喜び氏に答て曰く余は教誨師にあらざれば教誨の事能く其道を極むる能はず然れども聊か意見なきにあらす請ふ一席の開戦こそ余が希望する處なりと筐底を探り分房教誨に對する意見の艸稿を取り出し氏に示したれば氏も亦所見の論鋒を向け滔々論議したるも遂に勝敗を決せずして暫く休戦を告げたり其論や今更余が先輩名士の高覽に供すれば鶏肋陳腐の説として軒渠に博するなるべし然れども余は未だ獄事社會に於て分房制監獄に於ける教誨の定論なきは或は余が無二の教誨師其人の好意に出たる一肴の趣味なきにしもあらずと思料するの余り其好嗜なき蘭肴をして空しく一席の獨酌に食し終らんとは余が良心に咎むる處故に聊か所見を陳べ貴重なる誌上の光彩を汚すと爾云希くは明士夫れ之を諒せよ因に記す余が建築に従事したる監獄の建築費並に敷地坪數其他分房數は左に示す處に據る（今猶建築中）

一 建築費金總高十二万一千二百六十六圓二十二錢四厘敷地坪數六町九反四畝七步地方男監分房數（總て三疊敷）二百五十房雜居房數（總て六疊敷）百六十房同女監分房數四十房同雜居房數二十房にして大体の構造は扇面形（協會雜誌百六號に圖面あり故に略す）分房監の構造は總て四面板を以て圍ひ外見を防ぎ戸扉は堅く閉鎖し視察孔あるも常に外部より密閉し光線の透入する處は唯天井の格子あるのみにして所謂小河岳洋君が分房制要旨に論じたる如く囚人其ものは一人の己れを憐み己れを助くる同類あるを見ず鐵窓は高く且つ密に格子を以て望見を防ぎ戸扉は堅く閉鎖して外界を劃す（中略）國權法紀の強盛且つ神聖にして到底一個人の微力を以て之れを干犯し能はざるものなることを銘識せしむべし云々とは則ち之れ等の分房監を以て稱するに足る乎聊か參考の資料に記して以て分房制教誨の主論に入る

主論

一分房教誨は教誨師の人物を精撰するを要す
 教誨は行刑上須臾も欠くべからざる緊要の機關な

り此の緊要なる機關に向ひ運轉宜しきを司せざるものは又た教誨師の任務なり其の効を奏し其實を歛むるも亦た教誨師其人の技能なり故に分房教誨は最も道を講ずるものにして其正鵠を得道を脩むるものをして能く其道に入らしめざるを得ず然らば則ち何を以てする乎曰教誨師の撰精之なり

- 一 學識及才氣あるもの
 - 一 人を涵養するに足るの經驗あるもの
 - 一 道を講ずるに熱心なるもの
 - 一 監獄に經見あるもの
 - 一 容貌風采自から威嚴を存するもの
 - 一 年齢四十才以上のもの
- 一分房教誨の主義は個人的に一定の方針を取ること
 を要す
- 教誨の主義は世論噴々一定せず或は宗教を可とし或は道理を可とするの二派に分れ議論をして一定の燒點に期せしめず然れども余は分房制教誨に就ては左の主義により個人的に一定の方針を取るべしと唱道するものなり
- 一 宗教主義
 - 一 道理主義

一 道話主義
 曰く宗教主義は如何なる種類に適用するかと言ふに丁年以上にして強暴頑硬執拗蠢愚の囚徒に對し信賞必罰因果應報の恐るべきを以て感誘歸善の道を講すべきを要す

道話主義は如何なる種類のものに適用するかと言ふは同く丁年以上にして曾て宗教に關係なき所謂無宗教なる囚徒の内稍々教育の素養ありて常に是非正邪の理を辨識するものに就て道德的改過遷善の道を講ずるを要す

道話主義は如何なる種類のものに適用するかと言ふに丁年未滿にして宗教は如何なるもの道理は如何なるものかを理解し能はざる囚徒に就て教誨師は玆に一定の方針を向け個人の思想は宗教によるか將た道理によるかを考量し而して適實なる處の道話的訓諭の教誨を施し道を脩むる彼れをして不知不識感化の道に扶掖して以て改過歸善の道を講すべきを要す

一分房教誨は教誨師の分担を區別するを要す教誨は何れの場合を問はず囚徒の性質に適應せざれば其効を歛むるを得ず殊に分房教誨の如きは教誨師の

分擔を明割に區別せざれば其効を奏すべからず
 例令は茲に分房拘禁囚徒を三百名とするときは其
 教誨師の人員は之れを四名となし三名は分房囚を
 擔當せしめ一名は雜居囚を擔當せしむ任期は少く
 とも一ケ年以上となし濫りに之をが交迭をなさず
 一名に對する分房囚徒の數は之れを百名と定め道
 を脩むる其ものゝ性質を精査記憶せしめ道を講ず
 るに正鵠を誤らず事に當るに同情を表し其擔當す
 る處の囚徒の行爲は勿論至親間の關係に至る迄充
 分に知悉し機に臨み變に應じ根本的改良歸善に誘
 導するを要す

一分房教誨は獄身的囚徒に同情を表するを要す
 分房教誨をして有効を期せんとならば教誨師は一
 意専心囚徒の意思に對し同情的至誠の精神より出
 でて愷切に訓戒慰諭し彼れが辛酸は教誨師自から
 の辛酸となし彼れをして以心傳心の裡に所謂教誨
 師なるものは我等が無二の公友親和の慈母たるを
 を感念せしめ一身は教誨師に據つて以て管理せら
 るべきことを記憶せしむるを要す
 右の理由あるが故に教誨師は分房教誨に就ては專
 ら個人の關係を省察し入監出監賞罰疾病其他親族

故舊の來信父母の喪遺等荷も彼れが一身に異動を
 生する乎將た喜憂を向ねたる時の如きは所謂献身
 的彼に至誠の同情を表し會て考量視察しつゝある
 彼が性行に據り言んと欲する處に答へ既に成さん
 とする行爲に向ひ切々改過遷善の道を講ずるなら
 ば至難の教誨も亦た容易に實蹟を見ることを要す
 一分房教誨は性質上の關係を詳悉するを要す

分房教誨に就ては第一彼れが性質の如何を考量し
 而後彼れをして根本的改過遷善の道に誘掖するの
 方法を取て取らざるべからず其性質を知悉せんに
 は千差万別ありと雖も教誨師は先以て彼に同情を
 表し初めて監獄に入監するものあれば必らず彼れ
 が身上を尋問すべし答ふる處の影響は自から彼れ
 が形容に顯はる其形容に依て悲哀痛憂なかるべか
 らず此の悲痛を視察せば教誨師は必らず之れに憐
 愛救恤の至誠を添へ徐ろに彼れが往事の素行を諮
 問すべし如何なる頑硬蠢愚の輩と雖ども如何なる
 強惡粗行のものど雖ども教誨師に對し己れが眞實
 なる思想を吐かざるものなく己れが將來を依頼せ
 ざるもの一人としてあらざるなし教誨師はかゝる
 手段を以て能く彼れの性質を知悉し得ば寸時も猶

豫なく彼が意向は果して如何なる點に迄向つゝあ
 る乎を追究し而後彼に諄々感化歸善の道を講ずれ
 ば至難の教誨も亦容易なるべし故に教誨師の任務
 期限及受持區畫の明示は分房教誨に必要なりとす
 一分房教誨は犯罪構成の理由を探窮するを要す

分房教誨は囚人入監の當時彼れか性質を視察考量
 したる上に就て得たる所の要素を以て教誨師は彼
 れの犯罪は如何なる理由により構成したるものか
 を探窮するの必要を發見せり若しも教誨師が其犯
 罪の理由を探窮し能はざるとせんか分房教誨の目
 的は所謂井に望んで月を採るの譏りを免ぬがれざ
 るなり凡そ世の犯罪には種類多く窃盜あり賭博あ
 り放火あり故殺あり謀殺あり或は詐欺あり進んで
 は國事に關する犯罪もあるなり然るに之れが犯由
 を探窮せば憐むべき赤貧の極遂に幼兒を殺害する
 あり色慾痴情の爲めに放火するあり浪々途に迷ひ
 饑餓の餘り店頭の食物を窃取するあり人の物品を
 掠奪するあり人を欺罔して金錢を騙取するものも
 あるなり如斯起因より反射し來る處の彼れが心情
 は果して如何ぞや宜しく既に教誨師が入監の當時
 視察考量しつゝあるべし然らば即ち教誨師其人に

於ては彼れに對し充分なる同情至誠の教誨を施し
 愷切に改過歸善の道を以てせば分房教誨の目的を
 奏する豈難事ならんや故に犯罪の理由を探窮する
 も亦た分房教誨の要務なり

一分房教誨は父母兄弟妻子の有無に注意するを要す
 分房教誨の目的を達せんと欲せば須からく教誨師
 は彼れが父母兄弟妻子の有無に注意し入監の當時
 既に知悉したる個人的の教誨は其道を脩むるもの
 に就て方法を異にするは最も適當の良策なり斯く
 其目的の燒點に達したる以上は如何なる強惡粗暴
 の輩も如何なる頑硬蠢愚の徒も己れが父母兄弟妻
 子の身上より我身の既に鐵窓の下に呻吟する非境
 に墮落したる語次に至らば必らずや感情の發動せ
 ざることもなかるべからず其感情の發動する處は彼
 れが善良なる喪心の萌芽する秋なり此の時機に乗
 し教誨師は宜しく同情至誠の精心を以て諄々改過
 遷善の道に誘掖せば分房教誨の目的は得て望むべ
 く其實蹟も亦た顯然として火を視るよりも明なり
 一分房教誨に就ては其施行期限並に犯數年令を區別
 するを要す
 分房制は囚人をして獨り寂寥の痛苦に堪へざらし

ひるのみならず罪惡の傳播を防ぎ遷善改過の效果あらしむるものなれば之れが施行期限及犯數年齢の區別は各個人の關係に據つて全然明瞭に分割せざるを得ず然れども今之等をして一々明記する能はず故に左の區別を以てせば一謂分房教誨を施行する一の良策たるべし

一施行期限は其最長期を三年とし精神上及身体に飲くる處なきものは猶繼續して五年迄延期すべしと雖ども之等分房に拘禁する者に就ては個人的心情的關係は慎重に取捨斟酌することを要す一犯數の如きも初犯にして偶發罪の者及再犯以上にして慣習犯罪のものゝ如きは全く之れを嚴罰して論證的分房の効否を試考するは所謂分房教誨に對する一の良策ならん乎

一年齡は六十歳以上の老耆十五歳以下の幼者は之れを分房に拘禁せざることを要す
一分房教誨には教誨師の風采を尊び言語抑揚に注意するを要す
分房に拘禁せらるゝものは罪實年齢犯數により區別せらるゝと雖ども概して彼等は下等社會の多數を占むることは實驗上多辨を要せず然れども又た

中等以上の囚人なしとせず其數多なる囚人の内には相當教育を有する者あるべし或は教育なきものもあるべし甚た敷に至ては眞に目に一丁字なき頑硬蠢愚の輩も多かるべく故に教誨師が風采は最も之れを尊び外貌より彼等をして威嚴を犯さしめざることに注意し苟も卑俗の風に流れ野卑の發言語次の抑揚に至る迄緩急其宜しきを失せば既に各個人の意思を考量しつゝある自家の心情は毫も其ものに發動せしむるを得ずして反て輕蔑せらるゝの原因となることあるべし故に分房教誨には最も教誨師の風采を尊び言語抑揚に注意あるを要する所以なり

一分房教誨は獨り教誨師のみならず司獄官の補助訓戒あることを要す
分房教誨をして有効ならしめんと欲せば實に教誨師のみに一任すべきものにあらず教誨師が至誠の同情を以て各個人諸般の關係を詳悉し活眼を以て彼が心裡を看破し彼れの言はんと欲する處將た彼れが答へんと欲するの舉動あることを司獄官に於て看破せば宜しく教誨師と同一の心情を以て諄々感化の道を講し所謂寸鐵人を殺す的の訓誡を加ふ

べし其他囚人の作業賞罰信書接見等苟も社交的の調査により發見したる處の事柄は細大となく總て之れを教誨師に傳ふべく若し又た強惡粗暴の囚人にして教誨師が至誠の情義に反攻する乎或は教誨師をして己れが無二の公友たることを忘却する舉動ある乎或は教誨師に言語動作の不尊なるか如きある場合は司獄官は短刀直入彼れが非行を噴罵し嚴重なる取締を加へざるべからず如斯は大いに分房教誨をして有効ならしむる所以なり (未完)

● 教誨管見

警視廳教誨師 田 中 一 雄

余此頃警視廳監獄署にて屢々朝鮮人某と會話す談偶々罪囚感化のとに及び其結果余が教誨を傍聽することになりて初の程は喜んで片言交りの日本語もて「アナタ」の演説囚人皆な泣き交すなど云ひ得々然として教誨堂に臨みたりし而して余は如斯教誨をなせり

夫れ人は心ろの上に注意の最も必要なるものにて一身を立るも一家を起すも一身を誤るも皆心ろの上に有るものと思へ常に心を放逸ならしめざる様

各自心を取締ること最も緊要なり然りと雖ども心を取締ると云ふことは吾人平常に在ては何にも用なき事の如く思ふものなれ共決して爾るものに非ず例令は平生道理を辨へ居るものと辨へざるものと無事の日に當ては異なること無きが如くなれ共一朝有事の日には大に異なるを見るべし其は盲目と眼明きなるに於ける如く「イザ」火災よ地震よと云ふときには眼の見ゆるものは勝手に道を尋ねて遁るゝとを得るも盲目に至ては爾する能はず成は方角を失し火に向て遁れんとし或は物に衝突するか何れにしても危険を免るゝ能はず漸く彼を探り是を廻て遁るゝとを得しは初めに衝突して頭を打ちし人に助けられしとは打ち忘れて眼を明らとは思はず結構な盲目なりと思ひ居るとは實に愚の至りならずや

古歌に「雨ならば宿も借るべき夕暮に露にぞいたく袖ぬらしける」とあるは面白き歌なり初めから雨か降ると知たなら宿を求めて濡れぬ用心も爲す可きに露で有るから左程のことにはあるまじと思ひ油断せし故に衣服も何にも「ビッシュヨリ」濡れたと云ふ意なるべし雨が降るか降らぬか判然ならざる

曇天に逢ふときは必ず雨具は用心すべし故に吾人の心霊とても滅か不滅か判明せずとなれば堅く不滅と信じて未來に苦惱を受けざる心掛けが緊要で有る故に今より美しき世界を造り置かねばならぬと心得て何事も大切に謹慎勉強せねばならぬ而して勉強謹慎と云ふも別に六ヶ敷ことに非ず各自銘々の心を放逸ならしめざるやう間斷なく心を取締ることを云ふなり或は一朝の怒りに其身を忘れ一朝の樂みに其家を忘れ一朝の飲酒に其父母妻子を忘れて花見か大事ぢや女か大事ぢや此の位の虚言は云ふも障りにあらず些少の事は爲すも差支はないと許す心の果ては實に恐ろしきものなりと古人も戒められたり

各自能々考へ看よ吾人の祖先は如何程辛苦艱難して身を立て家を興せしか農家で申すならば夏の炎天に照り付けられ眞黒になりて汗水流して一番草や二番草と懇ろと田の草を採水りを掛け一心不亂に勉強して食べる物も碌々食べられず難義な事業も辛抱して勉強なす故に秋になれば稻は充分實か入りて穂は皆俯て居ると云ふ之に反對に夏の炎天に堪へ難しとて十二時より三時迄大なる樹の陰に

晝寝して漸く日光西に傾く頃ろき出でし田の唄探ると謂ふ如き不勉強なる結果は「イヤ」收獲の時來れば穂は皆上を向て居ると云ふ如く吾人の祖先は晝寝して身を立て家を起せしに非るなり如斯先人等一生懸命に辛苦經營して身を立て家を起せしに吾人は何とも思ざるのみならず唯一人で生長せしものゝ様に思ふて我儘氣隨な行をなし世をも人も顧みざるは何にと云ふことなるぞや能くく祖先の骨折りを父母鞠育の勞に依りて吾人は今日あるを片時も忘る可らず

昔或る所の茶の師匠ありけるが一日古道具屋來りて云へるには近頃珍らしき茶碗か手に入りし故御覽に入れますと差出すに師匠は頓て手に採り「ア」大分時代が古く見ゆる誰れが作りしものなるか書付は無きや「ハイ」之れは昔武藏坊辨慶が手作りの茶碗と申します價は何程なるか三兩で御座り升「左」貰て置きますましよう時に且那此の香爐は如何て御座り舛「フウ」此の香爐は大分新らしいね「ハイ」此は前の茶碗から見ると餘程新らしい御座り舛之は加藤清正が朝鮮から持て來た香爐で御座り舛夫は面白い序に買て置きます舛と主人は側に並

べ立て是れは妙だ勇士揃へちや辨慶の茶碗^〇。清^〇正の香爐如何に兵ものが揃うた（その時朝鮮人は着を去れり）と頻に眺め居たり然るに道具屋傍らより興に乗して曰く剛い筈で御座り此の道具は皆大家の身代を踏み潰して來た道具で在りますものをと余は此の談話の信偽を證する能はずと雖ども此の茶碗や香爐のみ人の身代を潰せしに非ず古道具屋又は古着店などに有る物品は一度は人の身代を破りし者と知るべし油斷はならぬものなり

古言曰慾は恣にす可らず樂は極む可らず志は滿つ可らず凡そ事盡さざる所意味深長の格言と云つべし必ずや慾の恣になす可らざることを知て一念心に貪慾起らば又た病が起りしぞと自から戒め深く神明之照覽を恐れて何事も心の向ふ所に油斷せず厚く心を取締るべし是ぞ改心の一端なり

然るに彼の朝鮮人は余が教誨半にして席を蹴て退散せり余は其の意の在る所を知らざりし教誨終て看守長某氏に就て朝鮮人の歸りしや否を問ふ看守長余が問に向て微笑して云く君は加藤清正の譬喩なぞせらるゝ故に朝鮮人の不平を來せしなるべし彼れ歸らんとする時云く苟も監獄の教誨にして朝鮮の古事を云

ふ如き聴くの價値なきものなりと

噫々言語の不詳明なるが爲めに此の不結果を來たせしなるべきも是れに就て余は將來大に警戒す可きを知る元より罪囚教化の事たる今や監獄行刑上の大問題にして其効果あらしむるの難き余が喋々を待たざる所ろなれ共改正條約の實行は目前に迫り而して内外人の同監獄に繋留せらるる近きに在り吾人教誨に従事する者最も意を注がざる可らず例合ばルーテルを稱譽して舊教者に惡感情を與ふるか如きのみならず各宗旨上の言語の困難なる外國語に通達せし程の人にて容易ならざるべし況んや片言隻語を解するのみに於ておや最も謹む可きことなり而して新教舊教の相容れざる水火も管ならざるは追々吾人の見聞する所ろにして更に珍らしからざるなり夫れ如斯事情あるが上に尙ほ風俗習慣の相違等により彼れの尊敬する所ろにして我れに平氣然として居る如き有るなきを保す可らず教誨師たるもの豈謹まざる可んや苟も對者にして我が意の在る所を通解して反對の意を持つるは尙ほ可なりと雖も余が最も遺憾とすることなるが故に爰に一斑を掲げて大方の垂教を乞ふことなせり

獄事叢談

◎岳洋氏初夢に因み普國犯罪人の押送に關する規則を語る

小河岳洋君茶話
中村 讓君筆記

本年の議會には吾人社會が兼て熱望し居る處の重要な事項を提出せらるゝ事ならんと思ひ竊かに喜び居たる甲斐もなく議會は已に解散となり其希望と喜びは全く水の泡はとなり若し此希望する處の事項が愈々議會に登る事なりせば夫れ是れの調べものが澤山に出で随分忙はしき正月なるべきも己に其事なく殊に宮中御喪中に涉らせらるゝを以て一般に回禮等の儀も御遠慮申上げたる事とて頗る無事閑散の新年を迎ひたり吾人は斯かる無事閑散にして靜肅なる新年を迎へんよりは寧ろ斯業の爲めには繁又繁に堪へずして忙殺せられん事を庶幾するものなり回顧すれば斯業の重要問題が議會に提出せられ若くは提出せられんとし之れが講究をなし準備を整ひ而して其目的

を達する能はざりし不幸に遭遇せし事已に三回とす蓋し斯業の發達機運未だ到來せざるに因るものか諺に佛の顔も三度とか云へるが其三度も疾く過ぎ去りたるこそ實に遺憾千万なる次第なり併しながら語に所謂精神一到何事不成との事もありつれば吾人にして捷立す屈せず倍々英を養ひ勇を鼓し確乎不拔の精神を以て諒らんに此は佛の顔も四度目にて必らず宿望を達するを得べしと思へば心中又聊か慰する所あり

我國人は

昔よりの慣例に一月二日の夢を俗に初夢と云ひて其夢の善惡に依りて年内の吉凶を卜すとて此夢を甚だ大切にすより何れも吉夢を見んとて寶船に七福神の乗りたる繪紙などを目頭ろの客的にも似す赤貨數個を投じ之れを購ひ枕に挟む等其苦心中々の事なるが余が家にて三日の朝には家人一同食堂に集ひ各々初夢を語り合ひ談笑するの例なるが本年も三日の朝には相變らず食堂に會し互に負けず劣らじと自慢顔に初夢語り居りしが廳がて御鉢が主人たる拙者に廻り來りたれば初夢を語るべしと一同より頻りに催かされるれ余が見し夢は家人等の夢とは大に風變

りにて吉であるか凶であるか自分にて一向判斷が出来かね家人等の語る處の夢の如く甘く利屈も附かざれば逆も吉凶の競争場裡に驅駛する事覺束なしと暫し逡巡しありしが家人等の子に迫る事倍々急なるに依り止むなく意を決し語り出して

曰く予は泥棒を護送する役を命せられたる事を夢みたり

而して其命を受け押送し始めたる所及其送り行く先の處恍としてさだかならぬ兎に角多くの惡漢を預りたる事なれば途中に於て逃げらるゝ等の事ありては申譯けなき一大事と思ひ一生懸命に油断なく押送しつゝありしに其人員中に頗る兇暴癡惡なるものありて動もすれば逃走せんとする舉動あるを察したれば種々懸念する處ありしも彼れ敢て肯せざるのみならず倍々兇暴を働かんとするの狀顯然たれば今は予も是迄なりと意を決し腕力を以て防制したるも彼の臂力頗る強く予の如く蚊の脚然たる腕力の能く枯朽する處に非らざれば遂に遁逸せられたり左れば予は職責上如何とも面目なき次第なりと頻りに悶へ苦しみながら目覺しに全身に冷汗を漉し居りしなりと話せしに家人等は一同眉を擧め云へる様一月早々泥棒の

番人役を言ひ付けられ而かも泥棒の爲めに撃ち負かされることは誠に縁起の惡き夢なりと苦笑せり

然れども予は

多年獄務に従事しある者にして平素は六ヶ敷利屈のみを並べ所謂席上の水練機邊の理論のみなし居り實務には頗る迂なる者なれば今や縦令へ夢なりとも自身重要な實務に該り此失策を爲したるは蓋し實際は理論より困難なるものであると云ふ事を示されたるものにて平素苦心する處の結果夢に此失策を以て戒められたる事なりと思へば自分一個に取りては誠に結構なる初夢でありしと喜び居るなり

併しながら予が斯業に就て苦心する處の事などは平素家人等に語りたる事なし又語るべき事非らざれば家人等の予が心中を知るべき筈なければ斯かる初夢を見しなりと聞き縁起惡しき事なりと思ふも亦無理ならぬ事なりと心中竊かに可笑しかりしなり

予が此夢を見しは全く架空にあらじ蓋し多少縁因ある事なり弄は舊臘勅令を以て囚人及刑事被告人押送規則の發令あり尋て内務大臣より之れが細則を訓令せられたれば爾來夫れが實行上に於ける利弊如何を講究しつゝありし感念未だ腦裏に在りしに因るなる

べし

囚人押送に就ては

是支で随分弊害のありし事は吾人の認むる處なりしが今や之れが押送規則及其細則の發布に依り大に完全したるものと思はる併しながら法は固より自ら活動するものに非らず只だ之れを應用する者の巧拙如何に依り死活するのみ故に當局者に於て須からく能く其注意の在る處を咀嚼し實行するに於ては管だに是まで往々ありし處の總ての弊害を洗滌し得るのみならず押送中に於ける紀律及び衛生等をも亦能く保維する事を得ん

今や押送規則并に其細則をも發令に遭ひ予已に初夢に於て押送の任に當り大失策を演じたる等旁押送とは縁因のある正月なれば爰に外國押送規則の一二の事例を陳べ吾子の參聽に供する蓋し又一興なるべし

歐洲に於ける犯罪人押送の方法は

漸次改良に改良を加へたるを以て其方法頗る完備し今日にては犯罪人を官署の間に押送するに當りては世間の人目に觸れざるは勿論同車中の者と雖ども亦其誰たるを容易に覺知するを得ざる位なり彼國にては何れの地方にても犯罪人を警察署より裁判所に送

り及び監獄署より裁判所に往復する等の爲めに完全なる馬車數臺の設けあり又流車流船などにて押送する爲めには特に押送流車の設けありて其中の構造は皆分房にして一室に一人を限りとせり尤も此押送流車を始めて作り出したるは佛國にして又一番に完全なるは佛國なり確とは記憶せざれども同國巴黎府には三臺ばかりの押送流車の設けありて一臺には十二人位を入るゝの構造なり其中には押送官吏の起臥する爲め特別室の設けありて其室には種々なる戒具を備へあれど斯く完全の流車なれば特別の事情なる犯罪者の外流車中にては戒具を一切施さざるなり

獨逸國にては押送の方法に四種あり

第一種を驛傳押送と云ふ是れは流車流船等の交通自在なる地方にては多く利用せざれど其便なき時又は其便なき處に於ては専ら之れに依るものにして此方法は被押送者を恰かも普通郵便物と同一に取扱ふことにて郵便馬車にて甲地より乙地へ驛傳するものにして此押送に附する者は其犯情極めて輕微にして而かも逃走其他危險の虞なきものに限り

第二種は馬車押送にして此方法を用ゆる者の種類を第一危險の虞ある者又殊に兇暴等の懸念ある者は塙

合に依り馬車に繋ぎ置くを得るなり第二に醫師の診定に依る疾病又は虛弱者にして歩行に堪へざる者第三老衰又は廢疾若くは數名の幼者等を押送する場合第四身分ある者但し其身分に依りては他に相當の馬車を選擇するを許す事あり第五天氣惡しき時又は途中故障ありて馬車に非らざれば指定の地に到るを得ざる時被押送者兇暴にして歩行にては特に押送者を増加するに非らざれば取締を爲す能はざる時第七被押送者が途中に於て疾病に罹り若くは非常に疲勞して實際歩行に堪へざる時第八押送の至急を要する時以上の如く馬車押送に附する場合に於ては第一第二第三第四第八に係るものは最初發送する官署に於て其方法を豫め指定するを要し第五第六及第七の場合に於ては押送官吏に於て其實況に依り臨機馬車を雇ふ事を得る事とせり

第三種乗馬の押送是れは特別の事情ある場合のみに適用するものにて平素用ゆる事稀なり例へば吾國北海道の如き地方にて他の方法に依るを得ず勢ひ乗馬ならざるべからざる場合に限り

第四種步行押送這は即ち通例多く用ゆる方法にして前三種に屬せざるものは總て之れに依るものとせり

以上四種は押送の方法を別異したる者にて尙又押送の種類に二種あり即ち軍吏押送及普通押送之れなり

軍吏押送とは

憲兵若くは其他の軍人に於て押送の任に該る者を云ふ此押送に附する犯罪人の種類は謀殺、放火、強盜、重き竊盜、詐欺其他危險なる浮浪者若くは劫奪せらるゝ憂ある者及び之れに類する危險の者等なり而して此軍吏押送は通例憲兵をして當らしむる事なれど若し憲兵に差支あるか又は特に多くの押送者を要する時は他の軍人をして之れに充てる事あり但此種類の犯罪人を押送に附する官署に於ては豫め憲兵署若くは他の軍衛に照會して押送を倚托するを要す尤も軍吏押送と雖ども之れに關する總ての事務を軍吏に取扱はしむるに非らず軍吏は押送全体に於ける責任を負ふものにして押送者中には矢張り普通人をも雇入れ種々なる雜務を補助せしむるなり

普通押送とは

市町村長に於て軍吏押送に屬せざる犯罪人を總て押送するものなり

押送の法方に就ては

被押送者の員數犯罪者の種類危險の程度道路の難易

季候の如何其他種々の事情に依り異なれば最初發送する官署に於ては充分其情況を審察し適實に押送し得るの方法を定め其準備をなすは勿論なれど普通歩行押送に對する押送者の數は被押送者一人に就き二名同二名に對し四名、三名なる時は五名、四名には七名を附するの割合然れども被押送者の婦人又は小兒若くは虛弱者等に係る時は此割合を適宜減少する事を得るなり又多くの犯罪人を同時に押送する場合に於て押送者を多く附する時は其指揮命令數人より出づべくして紛亂錯雜爲めに不都合を生ずるに依り去る場合には必らず一名の指揮者を特に命するなり

押送者を撰擇

するには最も正實にして膽力あり且つ強壯熟練なる者なるを要す獨逸に於ける普通押送者は巡查又看守の如く官職にある者に非らず總て普通人を雇ふ事なるが其資格なきものは六十才以上の者及び十八才以下の者若くは身体虛弱なる者或は惡しき評判のある者及び婦人は如何なる場合に於ても押送者たる事を得ざるなり而して其押送は時々雇入るゝに非らず恰も我國の消防夫の如く常に其人を撰定し又其中に就き指揮者を命じ置く事は亦消防夫の小頭とか措子持

ちとか定めあるが如し而して其撰定せし者には幾千の足止め金を與へ置き押送ある時には別に相當の手當を爲し平素は其市町村團體に負ふ所の種々の課役例へば道路の修繕又は掃除水撒き等を爲すの義務を免せしむるもの多し又押送指揮者は發送官署に於て被押送者の事情に依り押送官又は其他の官吏を以て特に指揮者とする事あり押送の任に當る者は官吏は勿論縱令普通人なりとも短銃其他の戒具を總て携へしむるなり

押送費の種類

- 一被押送者の飲食費
- 一車馬及流車流船費
- 一被服費
- 一押送者の旅費及日當
- 一戒具費
- 一軍衛に仕拂ふべき必要費
- 一裁判所及警察署に仕拂ふべき必要費
- 一其他押送上に要する臨時費

押送費の負擔は

我國の規則とは全然異なり其事件の如何に拘はらず總て被押送者の自辨に屬するを以て本旨とす故に之

れを仕拂ふの資力ある者は當然負擔を爲さるべからず然れども其資なきものは裁判所より警察署へ送る者は裁判所に於て負擔すと云へども其事件警察に屬するものは警察署の負擔とす

被送送者の健康保全

殊に歩行押送に就ては最も深く注意を加へ一々醫師の診定を経るに非ざれば發送するを許されず尤も我國にても今回發布なりたる細則には二三其事項の掲げある事なるが別に委しき事は見へざるに依り當局者に於ては充分此點に慎重を加へ其精神を貫く様致し度きものなり

已往の實驗に依れば被押送者の健康保全に於ける注意は極めて冷淡にして控訴囚の如き未だ罪の黑白も分たぬ者が其冤を雪がんとて數日の間辛苦艱難を嘗め遙々の處より到着するや否重き病に臥し容易に出廷するを得ず永く囹圄の中は呻吟する者あり氣の毒にも亦憐れなるは碌々審問をも受くるを得ず苦心したる甲斐もなく空しく恨を含んで鬼藉に轉ずる者あり之れ實に憐れ無情の至りにして斯くては切角開明恩澤として人權を貴ぶの主旨にも乖反する譯なれば其局に該る者は最初發送する時は勿論途中に於ても

健康保全には深重の注意を加へられたきものなり又獨逸の規則中には被押送者特に危險の虞ある者には嚴に戒具を用ゆるのみならず場合に依りては其相貌を異様にする事を得るなり例へば頭髮の刈込を奇異ならしむるとか若くは片髪を剃り落すの類にも何人にも一見奇異の感を起さしめ以て途中の逃走を防がんとするに在り併し這は只た規則中に存するのみにて現今は斯かる馬鹿々々敷事を實際用ゐる事なければ全く徒法に屬し居るなり是れは別に參考とするにも足らざれど現に今日存しをり笑ひの種ともなるべければ話の序に述べ置きぬ

◎在監人中起床を異にする者に就て

我國監獄の炊夫は通常囚人の起床より數時間早く起し就役せしむるは通例となり居るが畢竟斯く爲さざれば他の囚徒を規定の時間に就役せしむる能はざるに因る者にして止むを得ざる事なるが法律の精神より云ふも又戒護規律の上から云ふも甚だ面白からざる事なり

獨逸監獄にても

以前は火夫炊夫の如きは他の囚人より一時間乃至二

時間づゝ早く起床せしめしが彼の「クロー子」氏は之れを不可とし改良に熱心工風する處ありしが其結果今日にては斯く變例を用ひずして火夫炊夫の如きも矢張り一般の囚人と同時に起床せしめ差支なき事とはなりぬ斯く速かに改良の効を奏したるは畢竟歐洲の炊事は我國の如く米麥を炊ぐ等とは異なり麵麩なれば前日に於て作り置く事を得べく又食事するにも湯を沸かし珈琲を配與すれば足るものにて極めて簡易なるに又總ての諸器械も整ひ居れば其改良も容易に出來たる事なるべし

然れども

我國監獄にては未だ人々が一向是等改良の爲めに苦心經營する事あるを聞かず之れ畢竟不都合なる事と認めず恬然顧みざるに因るものなるべし併し是等は管筭に法理上紀律及戒護上等の利屈のみの不都合に止らざ之れが爲め生ずる處の逃走其他の失態を發生せし事實は吾人社會に間々ありし様なり然るに斯業改良に銳意熱心なる我當局者にして獨り此事の改良に一向意を注がざるが如きは予の甚だ怪訝に堪へざる次第なり

我國監獄の

抑も轉業を請願する者は巧みに種々の口實を構ひ少しにても輕易の業に轉役し安逸を貪らんと我儘に出づるものなればなり彼國にては總て新らしき業に就かしむる時は三ヶ月間は練習期と稱し試験的科程を授け置くの規定にて其科程は通常のものに比せば三分の一位に過ぎざれば其期間は頗る緩やかに日を送るを得るより動もすれば種々の事情を述べ以て轉業を請願するに至れるなり

役業指定の

治獄に重要なるは今更言ふ迄もなき事にて最初役業を指定するには最も審密の注意を加へ其囚人に相當なりと認め夫々配賦する者なれば彼等の請願に依り容易に變更するの謂れなく且つ其業にして最初指定したるものが果して適切なれば習熟するに従ひ監獄の收入を増加するは勿論囚人の得る工錢も多く且つ由監後夫れに依り生活の資ともなるべければ間接には復た入監する者を減ずる等の利益多々あるなり健康上其他止むを得ざる事實を認むる外濫りに轉業を許さざるは誠に當然の事なりとす尤も現に既許しある役業が若し囚人に不適當にして健康に害ある場合

炊事に於ける事状は彼國の情態とは大に異なるに依り全然彼の如くせん事は望んで得らるべき事にはあらぬ多年斯業に經驗ある當局諸士にして之が改良に精意努むる處あれば縱令へ全く同一ならしむる能はずとも少くも其幾分は改良の効を致すを得んか庶幾くは當局者たる者其利弊のある處を察知し須からく之れが改良の方法を研究せられん事を予亦多少卑見なきに非らず他日機を待ちて陳る處あるべし

◎在監人の典獄に面會を請願する期日及び其條件事項

獨逸監獄制度にては在監人の典獄に面會を請願する期日は毎週土曜日にして其請願者は同日午前十時半より十一時半迄に典獄室に召喚し典獄は親しく其願意を聞く事となり居るなり「モアビート」監獄在監人は常に平均五百七十人位なるが毎週典獄に面會を申請する者は大抵十六人乃至十八人位なりとす而して其申請し得る事項は處罰、書信、接見、食量、被服等に關する取扱方に限り尤も間々轉業に關する事を請願する者もあれど多くは採用せられざるなり

何んとなれば

は常に監獄に於て視察しつゝあれば敢て囚人の請願を俟たず監獄より轉業を請求するに至るなり序でながら一言すれば囚人の科程調査なり我國にては其科程は一日限り調査するを以て通例とし或る地方にては數府縣申合はせの上一ヶ月毎に調査する處もあれど概して一日毎に調査し給與工錢等を計算する事となり居るなり

獨逸にては

總て一ヶ月を通し科程の了否を調査し若し相當の科程を了はらざる者あり且つ事情怠慢に起因するものと認むる時は管筭に工錢を給與せざるのみならず嚴戒を加へ若くは處罰する事あるなり

囚徒の怠慢は

責任上又吏員の怠慢と云はざるを得ざるより其科程を了はらざる者ありとて強ち囚徒のみを譴責し吏員たる者は向河岸の火災を見る如く澄々しても居られぬ譯なれば吏員に於ても此點には充分注意し囚人をして不利に陥らしめん爲め少しく怠慢の狀ある囚人には一層厚き注意を加へ一週間毎に其了否を調査し囚徒を督勵し又は典獄に報告し土曜日の面會に於て

典獄より訓諭を受けしむる等吏員の親切懇到中々善く行き届くより科程不了等の爲め處罰を受くるに至る者少なし

知らず

我國監獄に於ける囚徒が科程不良の爲め處罰せらるる數果して幾干ありや而して吏員等の之れに對する責任の意思如何又官より轉業を命じ若くは囚徒の請願を許容せし數及び轉業を命じ若くは轉業を許可する方針は如何予未だ之れを詳悉するを得ず予は其之れを知らん事を希望に堪へざるなり

◎外人より在監人に送り來る 信書の封書に就て

獨逸にては親屬故舊より在監人に送る處の信書の封上には總て監獄署名を記し拘禁者の氏名を掲ぐることなし其理由とする處は獨り信書の秘密を破らざらん事を期するのみならず又世人をして何人が拘禁せられ居るやを知らしめざらんとの注意に出でたるなり

我國にても

先年或る聯合府縣の會議に於て之れに類したる主旨

爲さざるべからざるなるが其一課長なり二課長なりが之を視るは只其目玉を典獄に貸與するに過ぎざれば檢したる結果に就ては一々典獄へ告げ許否を俟つべきが當然なるに中には一課長や二課長は夫れ等の點に加意せず自己が檢閱許否の職權ある如く思ひ誤り居るには非らざるかと疑ふなり

何となれば

其檢閱したる信書に對し一課長や二課長が許すとか許さぬとか自己の印をビシヤビシヤと押し又は書き入れなどを爲し其可否を専決し肝腎の典獄は一向之れに與かり知らざるが如き處なるを見受けたればなり蓋し是等の事は直接に事實の上に不都合を顯らばさしは差して悪しきとに非らずと思惟するものなるべし併し信書の秘密は已に大憲の上に明かに保護せられたるにて只法律の作用に依り典獄のみ之を檢するを得るとなれば若し變に利屈を云ふ者が人權問題などを擔ぎ出し議論する時は随分面倒なる事なれば實際は兎もあれ表面の檢閱權は獨り典獄に於て之れある事の主旨を明らかに存し置き度ものなり

を以て議決し爾來之れを實行し居る處もありやに聞さしが卑見に依れば未だ以て全く其目的を貫くものとは思はれど何となれば其決議は在監人より發する信書の封上に監獄署名を除き換ふるに監獄所在の町名番地等を附記する事なれば一見在監人より發したるものなるや否は分らざれば受信者に於ては監獄内に在る者と交通する事を他人に知られざれば頗る都合よきとなれば外人より在監人に送り來る信書には矢張り在監者の氏名を封上に顯はし來れるを以て在監人に於ては自己が拘禁せられ居る事を他人に知らるべければ一向有り難くもなき次第なり此方法は所謂頭隠して譬隠くさす言ひ換へれば監獄署は在監人を保護するに非らずして却て社會にある人を保護するに過ぎずされば此上出來得べくんば切角の親切ゆへ尙一步を進め兩者共等しく利益に與かる様研究致し度ものなり

又信書の檢閲は

其秘密を保つ爲め典獄躬ら檢する事なるが實際百般のとは如何に典獄なりとて一身を以て該るを得ざるより大低一課長か二課長にて檢閲する事となるは事實止むなきとにて敢て不都合にはあらじ否寧ろ斯く

◎在監人就寢の着衣

獨逸「モアビート」監獄にては囚人を就寢せしむる時は冬夏に論なく襦袢の外は悉く脱がしめ總て監房の外に取り出さしむるなり斯く改めたるは先年監獄警衛の兵備を撤回したる以來戒護上の必要より新たに施行したる規定にして其目的は専ら逃走を容易にする能はざらしむるに在り

斯くては

嚴寒の時殊に獨逸は我國などと違ひ寒氣も強き國なれば襦袢一枚にては速も凌ぎ難きとに思へど其監房の構造は我國の如く蟋蟀籠然たるものに非らず又冬期には器械を以て房内へ適當の温熱を送りつゝあれば毫も健康上に害を及ぼすとなし尤も最初實行するに該りては横着なる囚人は防寒の爲め種々不正の行爲をなし處罰等を受けしものもありしが今は慣れて一向夫れ等の者なきに至れり併し冬期に當り新たに入監する者は多少困難を感ずるより偶には情苦を訴ふる者もあれど夫れすら數日を經れば敢て彼は云ふとなし

我國監獄にても

監房携帯品に就ては近年當局者に於て深く注意を加

へ四人と被告人とに拘はらず夫れ夫れ制限を定め取締りあるとは至極喜ぶべきとながら未だ其全きを盡さざるものあるにや時々監房内に在る處のものを以て逃走の器又は毆打の具となし甚しきに至ては猛死其他自殺の用に供するとも亦なしとせず我國監獄の構造は概して粗悪なる上に雜居制のとなれば房内に携へしむる物品に就ては尙は一層精密の研究を遂くとあらざ欲しきとなりとす

雜報

●明治三十一年度の豫算
不成立に就て

舊鹽業議院の解散せられたるより明治三十一年度の豫算は遂に不成立となり前年度の豫算を賜用することとなるは憲法の命する所なり而して來る四月以後に於て新たに召集せらるべき臨時議會に向ては緊急の諸法律案を提出付議せらるることとなるべしと雖も茲に予輩の最も失望すべきことは昨年來政府が類りに經畫調査せられたる監獄關係問題は遂に一頓

挫の止むなきに陥りたるは予輩の痛恨に堪へざる所なり、予輩が豫て傳聞する所に依れば曩きに解散せられたる第十一議會に向て提出せらるべき筈なりし監獄關係問題なりしと云ふは府縣監獄費國庫支辨法律案を初めとし警察監獄學校設置豫算及昨年八月勅令第二百五十三號内務省官制改正に依り監獄局設置に伴ふ經費増額豫算並に其他改正巡查看守俸級令及改正服制令實例に隨伴する經費豫算案國庫支辨に屬する各集治監の經常臨時歳出豫算は總豫算不成立の結果として尠からざる影響を蒙ると勢ひ止むを得ざる事實たるが如し而して以上の諸問題中監獄局設置經費、巡查看守改正俸級令并改正服制令實例に伴ふ増額經費等は憲法第六十七條の大權に基ける既定の歳出として豫算提議前に於て既に定まれるものなるを以て止むなくば豫備費より補充の途なきにあらざるが如しと雖も從來の慣例に依れば本條の既定の歳出とは既に一旦帝國議會の協賛を経たる費目のみを指したるものなりとの解釋なるやにて來年度に於ては果して補充科目として豫備費より支出の道を開かるや否やは未定なりと雖も予輩を以て之を見れば右等は從來の慣例如何に關せず憲法上の大權に基

づける既定の歳出として豫備費より支出し補充せしめられんことを茲に當局者に向て希望し置くものなり當局者果して如何なる成算がある敢て卑見を述べること爾かり

●餘刑囚拘禁場所並費用
支辨方に就て

明治三十年(一月)勅令第七號減刑發布の結果、集治監拘禁囚にして本刑満期となりたるも尙府縣獄に入べき懲役以下の餘刑を有する者の拘禁場所の義に就ては其當時より内務省は無論原府縣に送還拘禁せしむるを以て當然なりとの解釋を有し内地集治監に於ては既に此主義に則り原府縣に送還し來れるにも拘はらず舊殖拓務省は内務省と解釋を異にし、勅令第七號第五條に「本令に依り減刑せられたる者は其の刑名に拘はらず尙現在の監獄に拘禁す」とあるを敷衍し北海道集治監拘禁囚に限り餘刑囚をも尙依然集治監にて執行すべきものなりとの解釋を取り其旨、主管内務省北部局長より通牒せしやの趣にして既に此點に於て内地と北海道と其取扱を異にせるのみならず拓殖務省は尙餘刑囚の拘禁費用をも原府縣の負担に歸すべきものなりとし今日に至る迄北海道集治監

に在ては右の趣旨に依り餘刑囚を原府縣に送還せざるのみならず其拘禁費を各府縣に請求し來りしより各府縣に於ては大に其理由なきを述べ餘刑囚に就ては内地集治監同様原府縣に送還せられたき意見を抱持し從て其費用支辨方を拒む地方多かりしやに傳聞せしことあり、故を以て此頃其筋に於ては其解釋を一定し區々の取扱なからしめんが爲め種々詮議の末最前本省解釋の通り内地集治監同様、府縣獄に入るべき餘刑を有する者は悉く原府縣へ送還すべき事と決定せられたるも今日に至る迄府縣獄に入るべき餘刑囚を北海道集治監に拘禁し來りたるは畢竟解釋上の意見を異にしたる結果に過ぎずして今より之を見るも業に已に府縣獄に拘禁すべき囚人を集治監に於て執行拘禁し來りし事實あるを以て其在監費は原府縣の負擔たらしむること正當なりとの意見にて全國一般に左の意味の通牒を客年十二月廿四日付を以て主管内務省監獄局長より發せられたる筈なりと云ふ北海道集治監拘禁囚にして本年勅令第七號に依り減刑の結果、本刑満期となりたるも當地方獄に於て執行すべき餘刑ある者は爾今其餘刑を宣告したる地方の監獄に於て執行すべき義に付其人員等は

豫め同監より通知すべき筈に有之且集治監拘禁費は總て原府縣の負擔に候條右様御承知相成度此段經伺の上乃通牒候云々

而して同時北海道集治監に對して更に同意味の通牒を發せられたりと云ふ

●囚人懲治人に衣類差入に就て

囚人及懲治人の差入許可に就ては監獄則第三十九條に制限之れあり、現行の法律命令書並に書籍用紙印紙郵便切手貨幣及内務大臣に於て許可したるもの、外差入を許されざると勿論なりと雖も入監時の着衣にして出監期の時衣に適せず又は賍物たりし等の關係より裁判所に押收せられ或は在監中賣却宅下げを許可せし等出監の當時着衣なき者往々之れあり、右等の者に對し親屬故舊より衣類の差入を出願するものあるときは刑期満了前に限り時季に適當なる衣類の差入は適宜許可せられ差支なき旨此頃監獄局長より經伺の上一般に通牒を發せられたる筈なり

●逃走囚着用の衣類戒具等の私訴提起に就て

在監中の囚人にして逃走の當時着服せし衣類雜品等は何れも純然たる官物なるを以て之れが返還、賠償

を求むべきこと素より當然なりと雖も往々遺棄又は毀損し返還を得ること殆んど絶無なるより物品の整理上其儘毀損亡失拂に立つるもの多きが如し若し果して然りとせば甚だ謂れなきことと云ふべし、去れば爾今右等の場合に於ては裁判所に向て私訴を提起し現物の返還、損害の賠償を求むるを以て寧ろ正當なりとの其筋の解釋なりと云ふ

●三十一年度豫算看守俸給平均調

明治三十年勅令第四百十九號を以て改正せられたる巡查看守俸給令は其當時三十年度の豫算決定後なりしを以て全國數府縣を除くの外は改正俸給令の實施に付踴躍し來りたるは事實なり、是れ即ち本令を實施せんとするも豫算なきより止むを得ざりしなり然れども昨年通常府縣會に向て提出したる明治三十一年度の豫算は正しく改正令に依て豫算を編成し付議したるや蓋し疑なき所なり、今や各府縣の通常縣會は(青森縣は縣會解散の爲め取除とす)既に閉會を告げ明治三十一年度地方稅豫算は早確定したり今其筋の調査に成れる明治三十一年度看守俸給豫算平均調書なりと云ふを聞くに實に左の通りなりと

●明治三十一年度豫算看守人員及俸給平均調

府縣	人員	平均俸給	府縣	人員	平均俸給
東京	509	12,000	神奈川	208	10,500
大阪	388	11,000	長崎	170	11,275
兵庫	330	11,000	埼玉	145	10,500
新潟	187	11,000	千葉	185	11,000
群馬	176	11,000	茨城	163	11,000
茨城	176	11,000	栃木	148	11,000
奈良	133	10,500	三重	161	9,700
愛知	265	10,500	滋賀	228	11,000
岐阜	140	10,500	長野	204	11,500
山梨	85	10,330	福井	175	10,000
石川	140	10,500	青森	74	9,750
秋田	91	10,000	岩手	108	10,000
山形	78	10,000	宮城	133	10,000
福島	100	10,000	山形	93	9,300
富山	100	10,000	石川	136	10,000
島根	100	10,000	山口	165	10,000
廣島	155	10,000	徳島	148	10,000
香川	140	10,000	愛媛	156	10,000
高知	178	9,800	福岡	219	10,650
大分	170	10,500	佐賀	188	10,500
熊本	170	10,500	宮崎	181	10,500
鹿児島	170	10,500	沖縄	181	9,500
東京	9,700				

●假出獄認可人員比較表

府縣	三十年中	廿九年中	府縣	三十年中	廿九年中
東京	70	111	神奈川	48	16
大阪	40	71	長崎	20	3
兵庫	94	107	埼玉	34	7
新潟	89	133	千葉	47	2
群馬	98	130	茨城	2	0
茨城	69	116	栃木	3	4
奈良	20	56	三重	2	5
愛知	22	62	滋賀	3	2
岐阜	22	59	長野	1	3
山梨	6	22	福井	1	5
石川	4	37	青森	1	7
秋田	4	30	岩手	1	0
山形	4	33	宮城	1	1
福島	1	3	山形	1	4
富山	0	3	石川	0	2
島根	4	3	山口	0	4
廣島	6	8	徳島	2	2
香川	2	4	愛媛	2	2
高知	3	4	福岡	2	2
大分	2	4	佐賀	2	2
熊本	1	4	宮崎	2	2
鹿児島	1	4	沖縄	2	2
東京	7	11			

●而して看守と巡查と俸給比較如何と云ふに

従來の實驗に依れば巡查看守は俸給令に於て常に同一なるにも拘はらず多數の府縣に於ては監獄は常に警察より輕視せらるゝの傾きありたるより從て看守の俸給を巡查に比するに多少の差異あり看守の巡查に及ばざるを以て例とせしが如し、是れ畢竟地方議會が監獄を輕視したるの結果にあらざるはなし是れ平素監獄當局の苦心し且慨嘆に堪へざりし所なりとす而して先づ久しき均一に之を挽回すること容易の業にあらざりしと雖も來る三十一年度の豫算は是れ即ち昨年勅令第四百九號改正巡查看守俸給令實施の際なるを以て旁々監獄當局者は此機を以て監獄の位地を高め看守の俸給をして巡查と平衡を得せしめんことに苦慮熟案せられたるは予輩の親しく見聞する所にして當局者の苦心、察するに餘りありとす、宜なる哉當局者の經營果して空しからず來る三十一年度の看守俸給平均額を以て巡查に對比するに僅々二三の地方を除くの外は總て同一平均額にして其間に差額なしと云ふ而して其差額は至て多きは五十鐵少きは二錢の差あるに過ぎざるが如し依是觀之

ば當局者の苦心盡力大に與て力あること勿論なりと雖も予輩は寧ろ一步を進めて地方會議の間に於て監獄行政を見ること漸く警察に劣らざるものなることを悟りせしむるに至りたるは予輩が予を擧げて監獄の萬歳を祝さざるを得ざるなりと當局諸士幸に激瘞一番以て警察を凌駕し信用を社會に博するの日を期せられんことを敢て當年諸士の勞を謝すと爾云

●假出獄の申請並に認可

人員に就て

方今文明を以て任する何國の刑法に於ても其明文に假出獄に關する條項を規定せざるはなきが如し假出獄は即ち在監中の囚人獄則を謹守し作業に勉勵し改慎の狀顯著にして刑期四分の三を經過したる者に對する恩典上の出獄制度なるを以て以上條件の認定は之を直接に監督する行政官吏即ち典獄にあらざるよりは得て爲すべからざる事なるは勿論なりと雖も當り此設定のみを以て假出獄を許すは甚だ危險多きを以て司法、行政の監督長官たる内務司法兩大臣の認可を得べきこととなせるは假出獄其ものゝ制度の重大なる事項たるの所以にあらざるはなし、然り其

事件の重大なるを以て内務司法兩大臣の認可を要する寔に肯綮を得たりと雖も假出獄を許して可なるや否やの認定權は蓋し典獄の申請を待つにあらざれば得て之を判斷する能はざるなり果して然らば假出獄の申請權は獨り典獄にありと雖も甲乙地方を異にし典獄其人を異にするあるより以上の認定權の區々に由て將た其人員に多少の差異あるは勢ひ止むを得ざる現象なりと雖も全國を通して彼是比較對照せば甚だ奇なる結果を露出せるが如し試みに既往二ヶ年中の認可人員表を擧げ當局者の參考に資するは又強ち無益の業にあらざるべきを信ず、聞く獨逸に於ては假出獄は其申請以前に當て本人の承諾を要するものと(個人自身に於ても自ら之を請求することを得ると雖も司獄官の認定にして假出獄を申請するの價値なしとせば必ずしも申請を要せざるは勿論なりと雖も)せるを以て認可人員の如きも年々大差あるなく亦甲乙、地を異にするも甚しく平均を失するが如きことなしと云ふ當局者幸に注意せられたることこそ(組方の都合に依り比較表は前頁に)。

●朝鮮人の獄事見習

朝鮮國特派留學生金濟濟氏は明治二十八年日清戰爭

●監獄局僚の歸京

曩きに東北地方に向て出發せられたる三浦内務局長客臘二十二日京坂地方に向はれたる上田内務局長は十九日各監獄本支署の巡閱を了へ何れも無事歸京せられたり兩氏が調査し齋らし歸られたる復命事項は予輩之を聞くを得ずと雖も時節柄有益なる實務上の事項蓋し多かりしならんと信す

●本誌の付録に就て

本誌は明治卅一年即ち監獄雜誌が第九卷の初刊として且は監獄行政獨立後の第一年の祝意を兼ね巻頭に小河監獄事務官の肖像を鮮明なる寫真石版に上梓し付し置きたれば讀者諸君にして氏を知るものは勿論未だ氏の聲咳に親炙せられざる諸君は就て氏の温容に接し氏と監獄との關係の親密なるを知り且將來の

英語 初 步

本篇は初めて英語を學ぶ人の助けとなさん爲に記述せるものにして先づ各人自己に最も接近せる事物より習得する方法を探れるものなり

第九卷

第一號

外國語學

四十九

アイ I	私 は、私 が	フエイ They	彼等は、彼等が
マイ My	私 の	フエー Their	彼等の
ミー Me	私 に、私 を	フエム Them	彼等に、彼等を
ユー You	汝 は、汝 が	フアーザ Father	父
アユー Your	汝 の	マザー Mother	母
ヒュー You	汝 に、汝 が	ブラザー Brother	兄 弟
ヒー He	彼 は、彼 が	シスター Sister	姉 妹
ヒズ His	彼の	アンクル Uncle	伯 父
ヒム Him	彼 に、彼 を	アUNT Aunt	伯 母
シー She	彼女は、彼女が	カズン Cousin	従 兄 弟
ハー Her	彼女の	ソン Son	男 娘
アハー Her	彼女に、彼女を	ドーター Daughter	甥 姪
ウヰ We	吾々は、吾々が	ニース Niece	友
アウ Our	吾々の	フレン Friend	友
アス Us	吾々に、吾々を	エムペロル Emperor	皇 帝
ユー You	汝等は、汝等が	エムプレス Empress	皇 后
アユー Your	汝等の		
アユー You	汝等に、汝等を		

紀念とせられんことを請ふ、加之に從來の囚人護送手續は昨冬囚人及刑事被告人押送規則の發布に依り改正せられたるあり尋て之と關聯する押送規則并に同時一般に通牒を發せられたるものありと雖も此際本則立法上の解釋を一定するは當局者の便益尠からざるを以て小河監獄事務官の起稿に係る註釋を請ひ本誌付録として添付し置きたれば幸に瀏覽の上本則の精神を知了せられんことを請う

監獄茶話會

今般其筋の當局者及有志諸士の發起にて監獄茶話會なるものを組織し監獄に關する諸問題を研究し併せて條約實施準備ともなるべき緊要問題に付き小河監獄事務官及留岡幸助氏等の諸士が親しく歐米諸國に於て研修せられたりし有益なる事實を談話せらるる筈にて爾今毎月一回位づゝ開設講話せらるる所ありと云ふ而して其第一回は本月第四日曜(本月廿三日)日の頃を以て之れか發會せられんとの由最會場は不日確定する筈なるを以て在京及近府縣の典獄始め監獄當局者は可成繰合せ臨席し實地問題を提出研究せられんこと相互の利益尠少なからざるべしと信す

豫告

來る二月發行の監獄雜誌を見よ其
 附し本誌の光彩を添ゆべし而して何人の撮影を掲ぐ
 乞ふや大々的秘密に屬す若此秘密を知らんと欲せば
 又雜誌には有名なる「ベルチロン」氏身体測度法を掲
 げ且數圖の挿畫は
 寫眞石版として表はれ該測度法の説明を採れり
 若此法に於て我國監獄にも應用するの機會あらば譯
 者の勞を多謝せざる可らず
 尙同號より連載せんとする英國前監獄局長シューケ
 ー氏の「行刑學」は其説の如何に豊富に如何に斯道
 を益するかに見よ況や霽月松尾君が流暢の清譯の加
 就中同翁の寄稿に係る米國新約克監獄協會調査委員
 一〇〇〇〇の科學的的研究上
 者の一驚を喫する新説なるべし此他、雜錄、雜報の如
 き倍々正確にして當局者の指針たるに背かず其談叢
 記事に於ては
 岳洋小河君の茶話に加へて微峯富岡君の米國監獄實
 見談を掲ぐるの榮を得たり最後に筆詞を得て長く謹
 慎中の金洲も本月十二日宮中大祓式の祝典に際し
 條件付赦免を蒙りたるよしなれば其條件の範圍内に
 於て次號より見參すべく極内々申出たれば或は何歎
 有益なる新趣向の戯文を草すべし

咽 肺 胃 腸 又 シ 刀 卓 子 拭 飯 肉 麩 酪 子 物
 肉 サ 小 皿 杯 壺 食 椅 手 米 食 汁 麵 牛 鹽 水 コ 菓 菓

スロート Throat
 ラング Lung
 ストマック Stomach
 インテスティン Intestine
 フォーク Fork
 スプーン Spoon
 ナイフ Knife
 ディッシュ Dish
 カップ Cup
 ボトル Bottle
 テーブル Table
 チェア Chair
 ナプキン Napkin
 ライス Rice
 ミート Meat
 スープ Soup
 ブレッド Bread
 バッター Batter
 サルト Salt
 ウォーター Water
 コーヒー Coffee
 ケーク Cake
 フルーツ Fruit

皇太子 大臣
 大頭首 胸腕手股脛足髮額眉目鼻口唇耳指瓜齒舌

クラウン Crown
 プリンセス Princess
 ミニスター Minister
 ヘッド Head
 ネック Neck
 ブレスト Breast
 アーム Arm
 ハンド Hand
 サイ Thigh
 レッグ Leg
 フート Foot
 ヘア Hair
 フェース Face
 ブロウ Brow
 ブロース Brows
 アイ Eye
 ノーズ Nose
 マウス Mouth
 リップス Lipps.
 イアー Ear
 フィンガー Finger
 ナイル Nail
 トース Tooth
 タング Tongue

前内務大臣 伯爵樺山資紀公題辭
 改正條約實施準備委員長 寺原長輝君序
 長改正條約實施準備委員長 小野田元瀧君序
 英 城 無 知 事 德 富 猪 一 郎 君 序
 前内務省 參事官 有 松 英 義 君 序
 政務書記官 法 制 局 參 事 岡 定 太 郎 君 序
 官改正條約實施準備委員 平 岡 定 太 郎 君 序
 衆議院 參事官 兼 牧 野 滋 次 郎 君 序
 內務省 監獄事務官 小 河 滋 次 郎 君 序
 警保局 警務課長 牧 野 誠 次 郎 君 序

新居友三郎君著
 內務省警保局兼監獄局勤務
 菊判四百五十頁
 用紙和製上等
 春クローズ金字入美装

憲法行政法
 刑法刑事訴訟法
 裁判所構成法
 警察官教科書

正價金七拾五錢豫約者に限り前金五拾錢
 東京市外全國選送料一冊金八錢

●官廳の申込に限り ●再版豫約申込は本年二月二十日限り
 ●前金を要せず

代金は郵便爲換を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌真宛を以て着本の上直に御送金相成た
 し但郵便爲換は四谷郵便支局に限る製本出来明治三十一年二月十日申込順を以て送本す

内務省警保局長兼監獄局長 寺原長輝君題字
 改正條約實施準備委員 小河滋次郎君序
 内務省監獄事務官 浦太郎君序
 三重縣參事官法學士 浦太郎君序
 警察監獄學會編纂

監獄英語必携

全

●ボツケット入小本
 ●定價一部三十五錢
 ●郵送料一部四錢
 ●紙數四百餘頁
 ●本綴惣クローズ
 ●字入

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以て藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及内外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閱を経たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋商月を積み内地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんとを期せられんと切望に堪へず

- 一豫約減價一部前金三十拾錢
- 一五拾部以上一括御送本の個所は代
- 一金二ヶ月賦同百部以上は三ヶ月賦
- 一同二百部以上は四ヶ月賦として御拂込あるも妨なし

明治三十一年一月

一代金は郵便(銀行)爲換又は通運便(持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛名を以着本の上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る

警察監獄學會

附 録

●囚人及刑事被告人押送規則釋義

内務省監獄事務官 小河滋次郎氏口述 中村襄氏筆記

本則は明治十五年太政官達第十號囚人護送手續を改正したるものとす抑も此護送手續なるものは今を距ること十有五年前の發布に係り爾來之れが基礎となるべき監獄則、警察制度刑事訴訟法等の改正ありたるのみならず之に關聯する法律則も亦た更新せられ殊に時世の變遷交通機關の進歩等の結果は日を追ふて益々其不備不便を感じ到底また訓令指令等之が闕陥を補充すべくもあらざる今日に至りたるものなるを以て今此の改正あるは蓋し實際の必要に迫まられたるものと謂ふべきなり改正本則の上より之を見るに其の規定する所總て押送に關する大綱に止まり方法手續細目に至りては一に内務大臣即ち中央監督官廳指定の範圍に譲りたるものゝ如く斯くてこそ始めて時と場合に應じ統一の面かも實際に適したる機宜運用の妙を全ふすことを得べきなり

現今諸法規の慣例に依れば囚人とはすべて已決囚即ち既に裁判の確定したる犯罪人を指して之を稱す故

に單に囚人護送と云へば裁判の未だ終結若くは確定せざる者即ち刑事被告人を護送し得ざるの嫌ひなき能はず是れ即ち本則の名稱に於て特に刑事被告人の文字を加へたる所以なり然れども余輩は此名稱を以て尙ほ適當とする能はざるものあるを憾らむ何となれば懲治人の如き又は別房留置人の如き其他、現今既に在るべき又將來當さに生すべき(例へば警察監視法案等の結果に由り)乞食、浮浪者、政治犯者其の他行政取締に付すべき種類の者にして若し押送に付するの必要あるときは果して本則に據るを得べきものなるや否やの疑問は忽ち此に之を解せられざるべからざるを以てなり余輩の解する所に由て之を見れば此の種類の者と雖も従前囚人なる概稱の下に刑事被告人及び其の他の者をも包括せしめたるが如く本則も亦た懲治人別房留置人其の他行政上の取締に付したる者をも收監して之れに適用し得べく立法者の精神及び當局者の解釋も亦た此に外ならざるべしと信す唯だ夫れ豫め注意の此に到らざりしは今に及んで余輩の護送を改めて押送となし手續を變へて規則となせしは俱に用語の適當を得たるものとす蓋し意思行動の自由を拘束すべき者に對しては監禁制縛

等取締上必要の手段を施さざるべからざるを以て押送なる文字を用ふるの結果は自然に是等の手段を用ふるを得るの意味を明亮ならしめ又本則は押送に關する大體の規定に止まるものなるを以て手續と稱するは妥當を欠くの嫌あるを免かれざればなり

今本則改正の要點を擧ぐれば従前の手續に於ては押送の途中に係る貨物保管責任の所在分明ならざりしが爲めに往々諸種の弊害あるを免かれざりしが爾今總て押送官署をして遞次に保管の責に任せしむるととなし又押送官吏の旅費其の他押送に關する諸般の費用は特別の場合を除くの外盡く押送官署の負擔となし以て照會往復等重複繁累なる手續を省き又汽車汽船等の便ある地方に於ては便宜之を利用して押送の敏活と正確と且つ省略を全ふするの道を聞き其の他臨機適當なる方法手續に至りては之を内務大臣定むる所の細則に譲りて其の完備周到ならしめんとを期したるが如きもの即ち是れなり

第一條

囚人及刑事被告人の押送は警察署又は警察分署の選傳に付するものとす但十里以内の押送汽車汽船の便ある地方間の押送又は一時多數の囚人若くは

刑事被告人の押送其の他特別の事情ある場合は本項に依らざることを得

前項、但書の場合に於ては看守長看守又は憲兵下士卒をして押送せしむることを得

本條の規定に依て之を見れば囚人及刑事被告人の押送は警察選傳に付するを以て本則としたること明かなりと雖も押送の確實敏活且つ低廉ならしめんとを期するは固より立法者本來の主義なるべきを以て汽車汽船の便ある地方に於ては成るべく之を利用して直送の方法を取り途中數回受渡しする等の繁なからしむるを要す又押送の數府縣に涉り又は近接したる他管地方に及ぶの場合に於ては汽車汽船等の便ある限り成るべく一貫して之を最終官署まで直送するの注意あること必要なりと信す但し經費負擔等の問題に關し地方の異なるに依り自から利害を同ふせざる不都合もあるべきを以て是等の事は豫め關係地方當局者間に於て協商を遂げ置くも亦た便宜なるべき

か一旦發送官署より警察選傳に付したる者と雖も汽車汽船の便ある地方に至らば之を利用して直接若くは管轄界長官の警察本分署まで送付するも亦た適宜たるべきなり

余輩の解釋する所に依て之を見れば蓋し押送には、選傳、押送、直接押送及選傳と直接とを兼たる混同押送の三種あるものゝ如し即ち全く汽車汽船の便なき地方に於て警察選傳に付するもの之を選傳押送と稱し發送官署より一貫して最後の送付官署まで直送するもの之を直送押送と稱し最初の發送官署に於て一旦直送又は選傳に付したる者をば中途より直送を選傳に、選傳を選送便宜變更するもの之を混同押送と稱し取捨撰擇は必要に應じ總て地方當局者の適宜たるべきなり

本條但書に所謂特別の事情場合とは例へば重大なる事件に關して押送を要するとき又は幸便等の利用すべきものありて之れが爲めに押送の簡便及費用の節減を期し得らるべき場合又は事件の性質被押送者の狀況に依り特に逃走又は証據湮滅等の恐れあり又は兇暴を逞ふし或は他より却奪せらるゝの虞れある時又は押送の沿道に非常の事變等ありて警察官吏に支障ある等の場合を指して之を稱す

第二條

同一廳府縣内に在る監獄間囚人の押送は看守長看守をして之を爲さしむべし但十里以外の押送は前

條に依り選傳に付することを得

本條は同一廳府縣内に在る監獄間の囚人を押送したる場合を規定したるものなり蓋し囚人なるものは既に行政の目的物となりたるものなるが故に成るべく之をして監獄官吏の手を離さしむるの必要あるは勿論にして其性質行狀等の視察を遂げ又行刑規律の確保を全ふする上に於ても縱令ひ少時間たりと雖も之を治獄の局外者に交付するの得策ならざるを以てなり其の但書に於て十里以外の押送は便宜警察選傳に付するを得ることとなしたる所以のものは畢竟限りある司獄官吏をして多くの日數を押送に充てしむるが如きは事實差支を生ずるのみならず又費用等の關係より實際不便を感じるの場合あらんことを豫想したるが爲めなるべしと雖も囚人所遇の本旨より之を見るも同一廳府縣内に於ける囚人の押送は殊に成るべく警察選傳の變例に依らざらしめんことを必要なりと信す

押送の職務は最も緊要なるものにして其の責任も亦た極めて重大なりと謂はざるを得ず故に押送官吏撰擇の事は當局者に於て最も慎密の注意なかるべからざること勿論にして逃走の遂行、證據の湮滅、規律

の中敗等總て官吏撰擇の宜しきを誤まりたるより生ずるの事例は是れ文で往々余輩の耳朵に達する所なり是等の事或は細則の内に規定せらるべきやとも考ふれども兎に角之を撰擇するに方つては老練機敏廉直強健等の條件を具備したる者を以て之れに充てしむるの注意を加へ且つ二人以上の押送官吏ある場合に於ては其内の一人は部長若くは少くとも上級古參の官吏を撰び新任下級の官吏に至ては如何なる場合に論なく決して一人獨立して押送の任務に従事せしめらるるを要す

第三條

被押送者の所持する貨幣物品にして本人と同時に押送する者は左の例に依り取扱ふべし

一、物品は押送者に托して之を押送す但危険の虞れある物品及押送者の携帶に堪へざる物品は此の限に在らず

二、貨幣は押送者に託せず保管金寄託替の手續に依り之を送致す但し五圓未満の金額若は押送期間一日以上に亘らざる場合及刑事被告人に屬する貨幣にして本人の請求ある場合は押送者に託することを得

本條は被押送者の貨物にして危険の虞あるもの及び

貨幣は殊に其の保管の確保を期するが爲に之を押送者に托せざるを以て本旨となすと雖も其少額なるもの又は押送期間の極めて短き場合に於ては之を押送者に托するも保管上、敢て不都合を生ずるの虞れなきのみならず若し尙は一々保管寄託の方法に據らざるべからざることをせば却て徒らに繁累多くして敏活を缺き實効を見る能はざるに至るを免かれず之れ即ち本條但書に於て五圓未満の金額若くは押送期間一日に亘らざる場合に於ては便宜に押送者に托することを得せしめたる所以なるべし尤も此に所謂其額五圓未満とは例令ば十圓の總額中五圓未満までは押送者に托するを得との義には非らずして領置總額の五圓を超へざる場合を指したるものと解するを適當なりと信ず蓋し囚人に對しては殆んど絶對的に其押送中に於て領置金の費消を必要とする場合あらざるべきを以てなり

被送者被告人なるときは本人の請求に依り其額に拘はらず押送者に托するを得ることなるが是は畢竟本則第七條に於て押送途中監獄の規程に従ひ必要の物品又は飲食物に限り購求を許し或は被送者到着後直に訴訟辯護其他通信等種々なる費用を要すること

押送者の携帶に堪へざるものゝ外、同時に押送する方法手續を規定したるものなり此に所謂押送者に托するとは畢竟するに貨物保管の責任を重んずる主旨に出でたるものにして必しも押送官吏自身に携帶せしめんとする義にはあらず今後と雖も従前の如く便宜被押送者をして携帶せしむること敢て差支なかるべしと思はる、又被押送者の貨物は成るべく同時に之を押送すること取扱官吏の手續の上にも於ても尠からざる好都合を得ることなるを以て縦令携帶に堪へざる物品と雖も汽車汽船の便を利用する場合に於ては適當の方法に依り便宜手荷物或は普通預け込荷物として成るべく同時に之を送付するを可とす尤も是等に要する費用は同時に送付する可とす抑はらず總て官費を以て之を支辨すべきものとす而して其支出目の如きは囚人押送費若くは應費中運搬費より支拂ふべきことなるべきも是等は地方廳の豫算編成の目的各々異なるを以て此に豫言する能はず但地方に依りては囚人押送費なるものを單に宿泊泊汽車汽船等に限りあるものありと雖も尙其範圍を廣め囚人貨物運搬費等も其内に編入し此目より仕拂ふこととなすを以て妥當なりと思ふ

あるを以て若し保管金寄託替の通知遅るゝが如きことあるときは之れが爲め被告人をして其の權利の消長に關する緊要の處理をも辨せしむる能はざるが如き場合あらんことを慮りてなり、されど本條の精神たる決して領置金の被告人に關するときは如何にして無制限に之を押送者に托するを得せしめんと欲するにあらざる又保管官署が其の責任を確保するの必要より之を言ふも唯た漫りに被告人が請求に任かせて多額の金圓をば押送者に托するが如きは實に種々の弊害を生ずるの恐れあるのみならず其弊害又は少くも弊害を生じ易き不親切の方法を取りたる責任は保管官署に於て之を負はざるを得ざるることなるが故に成るべく押送者をして携帶せしむる金額は其急に應じ得らるべき丈けに限り其の他は矢張り寄託替の手續を用ひ以て保管の確保、押送の嚴正を期するの注意あるを要す

物品に就ては便宜之を被押送者に携帶せしむるを得べきこと前段既に之を陳述する所の如くなれども貨弊は即ち之に異り囚人は勿論刑事被告人と雖も如何なる場合に論なく決して之を被押送者自身に携帶せしむるを得ざるものとす

之を要するに被押送者と同時に送るべき金品は各押送官署に於て會計物品に關する諸規程に従ひ保管轉換の手續を爲すべきものなるが故に發送の當時其の金品をば全く本人へ下付の手續を爲し正當領收書を徴し置くが如きことは違法の措置に屬するものなりと謂はざるを得ず

第四條

前條に依り送致中の貨物物品は押送者に托する場合に於ては押送を爲す各官署の保管に屬し押送者に托せざる場合に於ては發送官署の保管に屬す
本條は送致中に係る金品保管に對する責任の所在を確定したる規定にして改正中の最も主要の條項に屬するものなりとす從前之の手續に於ては保管責任の所在明確ならざりしか爲めに常に押送中に於て金品の紛失を來たし易かりしのみならず紛失に對する責任の所在、判明せず徒らに非常の手續を煩はしたることとなりしが今後は責任所在の明確となりしと共に之を取扱ふ所の官署に於ても一般會計法の規程に依り夫々一層周密の注意を用ふるに至るべきを以てまた往時の如き不都合を見るが如きことなかるべしと信ず蓋し本條の規定ある以上は前條説明の條下にも述

べたるが如く各押送官署は會計物品に關する諸規程に従ひ一定の帳簿に之を記入し其受授を明かにして保管轉換を爲さざるべからざるが故に之を取扱ふ所の官吏の資格は相當の責任ある現金出納官吏又は物品會計官吏たることを要するは勿論なりとす

第五條

押送者の旅費並に囚人及刑事被告人の押送費用は押送を爲す各官署の區別に従ひ各其經費を以て支辨す但其他廳府縣より囚人の送還を求めたる場合に於ては其押送費用は送還を求めたる廳府縣の經費より支辨す
集治監に於て執行すべき刑の確定判決を受けたる囚人に係る押送費用は在府縣獄囚徒費を以て之に充つ

本條は押送者の旅費其他押送に關する諸般の費用を支辨する各官署の負擔を明示したるものにして第二項の押送費用に就ては從前の規定と異なる所なしと雖も第一項は本則に於ける改正の要點とも見るべきものに屬し即ち他廳府縣より囚人の送還を求めたる特別の場合を除く外押送の費用は渾て押送をなす各官署に於て之を負擔支辨すべきものとす蓋し之れに依

り將來に於ては從前の如く僅々たる費用請求等の爲に各官廳間に屢々照會往復を重ねるの煩累を省くを得べく頗る事宜に適したる至當の改正なりと謂ふべし
押送に關する必要の費用即ち、食費、宿泊費、通信費、運搬費、車馬及汽車汽船賃、被服費、療養費、埋葬費、戒具費、人夫料等はすべて本條に所謂囚人及刑事被告人の押送費用に包括せらるべきものなりとす從前は被告人等を押送する場合に於て其自辨を以て車馬等を用ゆるを許せしが如きことなきにあらざりしが今後は決してまた斯くの如き變例を取ることは能はざるべし若し正當の事由即ち第一被押送者が老人又は虚弱者なるが其他事故の爲めに實際歩行に堪へざる者あるとき(第二)逃走暴行又は却奪せらるる虞れあるとき(第三)押送の至急を要するとき(第四)土地の狀況其他事情に依り止むを得ざるとき等の場合に於ては官署に於て車馬を備ひ其の費用は當然押送費中より之を支辨すべきものなりと信ず但押送官更も亦た其の押送途中に在て必要の事情に遭遇したるときは便宜、車馬を備上ぐるを得せしめ置くことを要す

控訴又は上告に係る裁判確定後の囚人は汽車又は汽船に依り最も押送に便なる地方に在つては(廿三年十月内務省令第五號)從前の如く今後も亦た本條第一項の規定に依り原地方廳より其の送還を請求することを得べく此場合に於ける押送の費用はすべて送還を求めたる廳府縣の經費より支辨すべきものとす尤も此場合の押送は第一條第二項の規定に依り成べく監獄官吏をして之に任せしむること本則の精神なるべしと思はる

囚人送還の規定は地方經濟の點を斟酌したる行刑制度の變例に屬す故に此變例を用ふるに就ては當局者は成るべく慎重の注意を加へ之れが爲めに行刑の本体を傷くるに至らしむるが如きことなきを要す若し夫れ偏へに經費上の利便を計るは專ばらなるより或は同囚人の數名集生するを俟て始めて不時に送還を請求するが如きは決して事理の宜しきを得たるものとは謂ふべからず且して送還を受くるの必要ありとならば豫め當局者間に於て妥協を遂げ一人にても生ずるに從て直ちに之を送還するの手續を取るを要す然らざれば其之を拘禁する所の監獄に在ては管理上種々の不便を感ずるのみならず囚人に對しても亦た

到底適實の刑を執行すること能はざるべきなり

第六條

被押送者の宿泊費額は警察署又は警察分署に於ては留置人の例に依り其の他に宿泊せしむる場合に於ては内務大臣の定むる所に依る

本條は被送者宿泊費額の規定に係る即ち警察署又は警察分署に宿泊せしむる場合に於ては留置人の例に依りて之を支給す留置人は一食五錢以下の賄を給するを得ると卅年八月勅令第二百六十三號及内務省令第二十三號を参照すべし若し止むを得ずして其の他に宿泊せしむる場合に於ては押送細則第六條に依り總て其の實質額を以て之を支給す但臥具點燈料等宿泊の費用は一夜金拾錢食費は一回金拾錢を越ゆることを得ざるものとす而して是は其の最高額を規定したるものなるが故に當局者は成るべく低廉に之を支賄ふの注意あるを要す

宿泊の場所に就ては細則第五條に於て之を規定す即ち警察署又は警察分署に於て宿泊せしむるを本則とし四人及勾留狀に依り勾留すべき刑事被告人は便宜監獄署にも宿泊せしむることを得べし止むを得ざる場合に於ては警察官吏又は市町村長と協議の上定め

苟くも領置金の名稱を付すべきものなる以上は其携有金と差入金とに論なくすべて其の支出方に付豫め當該裁判官の允許を経由し置かずんば濫りに之を費消せしめ得べきに非らざるなり

細則第七條第一項に依れば刑事被告人自費を以て物品又は飲食物の購求を請ふときは必要の有無及其他の關係を取亂して之を許すべしとあり濫許を制止するの旨趣明かなり當局者は宜しく其旨趣のある所を服膺し極めて嚴密に其の必要の有無其の他諸般の關係例へば時季、健康、身分等の諸點を精察したる上に於て之を許否し如何なる場合に論なく押送官吏をして途中漫りに自辨購求を許すべき如きとなくらしむるを要す是は従前往々實驗したる所の弊事にし今後はまた絶へて斯ることなからしめんと期すること蓋し本則の精神なりと信す

押送途中親族故舊の差入を許す所の者は物品又は飲食物に限り貨幣は之れが差入を許すこと能はざるものとす

第八條

押送途中被押送者死亡し二十四時間内に遺骸の引取人なきときは警察署若くは警察分署に於て假埋

たる相當の場所に宿泊せしむることを許す但し此の未段の變例は豫め注意を加へ成るべく之れを適用せざることを務め其の豫知し得らるべき場合に於ては前以て當該官署に於て相當の宿所を定め置くことを要す又押送途中不時の出來事の爲めに止むを得ずして時間を費やし豫定の監獄署又は警察本分署に到着する能はざる恐れある等の場合に於ては臨機車馬を用ふる等の便法を取り成るべく豫定地外に宿泊を濫りにせしむるが如きことあるべからず

第七條

刑事被告人選傳押送の場合に於て警察署若くは警察分署長は監獄の規程に従ひ押送途中に必要な物品又は飲食物に限り自費を以て之を購求することを得許し又親族故舊に之が差入を許すことを得警察署長若くは警察分署長は選傳押送の刑事被告人に對し其の途中に必要な物品又は飲食物に限り自費を以て之れが購求を許可するの權を有す但し之を許可するに當つては監獄の規程に準據することを要し即ち監獄則第二十五條に依れば刑事被告人に係る領置貨物の支拂に就ては當該裁判官の允許を経ざるべからず是れ細則第七條第二項の規定ある所以にして

葬を爲すべし

假埋葬の費用は第五條の區別に従ひ支辨すべし本條は被押送者死亡の場合に關する規定にし其の手續に就ては細則第十一條に於て之を規定す尤も細則の中には死亡通知は本籍市町村長、發送官署及び最後に送付を受くべき官署に宛てし之を發送するに止まると雖も既に本條に於て遺骸の下付を先決條件となす以上は若し二十四時間内に於て下付すべき者を得るの見込ある時は一面直ちに其者へ通知を發するの注意あること必要なりと信す此の場合に於ては或は電信を以てするも亦た便宜の措置たるべし從前の手續に依れば押送途中に係る陸海軍下士卒の埋葬費は陸海軍省より拂戻を受たることなれども自今はすべて普通の場合と同じく各押送官署に於て其費用を負擔すべきものなりとす

第九條

本則は軍衙間に於ける四人及刑事被告人の押送に適用せず

本條は別に説明を要せず尤も陸海軍治罪法等の規程に依り司法警察官に於て押送を掌りたる場合に在ては當然本則を適用して其經費も亦た地方行政官廳に

於て之を負担すべきものとす

第十條

本則を施行する爲め必要な細則は内務大臣之を定む前項の細則に規定したるもの外押送に關し必要な指揮は廳府縣長官(東京府に於ては)之を爲すべし

第十一條

本則は明治三十一年一月一日より施行す

第十二條

明治十五年大政官達第十號は本則施行の日より廢止す

●内務省令第三十七號明治三十年十二月二十七日

囚人及刑事被告人押送細則

第一條 囚人及刑事被告人を押送るときは發送官署に於て別記雛形の様式に従ひ押送状を作り被押送者の身上に關する書類其他必要の書類を添へ被押送者と共に押送官吏に交付すべし
前項押送の場合に於ては押送前若くは押送と同時に最後に送付を受くべき官署に其の旨を通知すべし

第二條 疾病者妊娠者又は分娩後一箇月を経過せる婦女は醫師に於て差支なしと認むるにあらざれば押送することを得ず

刑事被告人にして醫師に於て押送に堪へざる者と認むるときは當該裁判官に通知すべし

第三條 押送は流車流船に依るもの若くは特別の事由あるときの外日出前日没後に於て之を爲すことを得ず

第四條 押送を爲す警察署に於ては別記雛形の押送帳簿を備へ押送に關する要項を記載すべし

第五條 被押送者は流車又は流船中に在る場合の外警察署又は警察分署に宿泊せしむべし

囚人及拘留狀に依り拘留すべき刑事被告人は監獄署所在地に於ては監獄署に宿泊せしむることを得第二項の場合に宿泊せしめ難き事由あるときは其地の警察官又は市町村長に協議し宿所を定むることを得

第六條 被押送者を警察署又は警察分署以外に宿泊せしめ又は飲食せしむる場合に於ては其費用は總て實費額に依る但臥具點燈料等宿泊の費用は一一金拾錢食費は一回金拾錢を超ゆることを得ず

第七條 刑事被告人押送途中に於て自費を以て物品又は飲食物の購求を請ふときは警察署長警察分署長は必要の有無及其他の關係を取亂し之を許すべし

拘留狀に依り拘留すべき刑事被告人に對し前項の購求を必要と認むるときは發送官署は豫め領置金支出方に付當該裁判官の允許を受け其旨を押送狀に記入すべし

第八條 前條に依り購求したる物品又は飲食物の代價は其の保管の金錢を以て之を支辨し本人の認證書を徴すべし

第九條 押送中の刑事被告人に對し物品又は飲食物の差入を請ふ者あるときは第七條に準し之を許すべし

第十條 押送中押送者發病したるときは速かに相當の手續を爲すべし

前項の場合に於て押送官吏は最寄警察官憲兵又は市町村吏員の助力を求むることを得又己むを得ざる事由あるときは被押送者を最寄警察署又は警察分署に交付することを得

第十一條 押送中押送者死亡したるときは最寄警察署又は警察分署に交付すべし

警察署又は警察分署に交付すべし

流車流船中死亡したるときは最初の着船地又は停車場の警察署又は警察分署に交付すべし但己むを得ざる場合に於ては其他の着船地又は停車場の警察署警察分署に交付することを得

交付を受けたる警察署又は警察分署は醫師の死亡證書を徴し死亡の年月日時場所及病名を本籍市町村長(外國人ならば領事)發送官署及最後に交付を受くべき官署に通知し尙遺骸の下付又は假埋葬の手續を爲し第一條記載の書類を發送官署に返付すべし

第十二條 押送中逃走者あるときは直に其旨を其地の警察官憲兵及附近の各警察署又は警察分署に通報し押送官署は尙發送官署及最後に交付を受くべき官署に之を通知し第一條記載の書類を發送官署に返付すべし

第十三條 被押送者にして傳染病流行地を經由したるときは離隔消毒法を行ふべし

第十四條 本則は明治三十一年一月一日より施行す

番 組 番 號 (別記) 押送狀雛形		押 送 狀	
丈	體 格	髭 鬚	耳
目 眉	顔 色	語 訛	異 徴
鼻 口	齒		
原籍、族籍 寄留地、身分及職業(職名籍名あるとき は記入) 罪質、刑名刑期 (刑事被告人なるときは被告事件)			
本人は.....(事由を記入)に依り.....(地名、官署名)に交付するが爲押送せしめ候條可然 御取計相成度候也		氏 名 年 齡	
發送押送官署名 及主任官吏認印	發送到着日時	押送の方法及注意 すべき事項	發送押送者の身體の 狀況
發到.....	發.....	押送中の行狀	備 考
本欄には當該裁判官の物品請求に關 する允許其他逃走死亡等あるに際し 其旨を記載すべし			

出 金 額.....	何々 幣	携 有 物 品	保 管 す る 物 品	各 發 送 押 送 官 署 の 印
何々 計何點	何々 個	何々 個	何々 個	
何々 計何點	何々 個	何々 個	何々 個	
一 數人同時に押送を爲すときは被押送者の員數と等しき組番號を付し其内順次に數を付する者とす例へ は八人の被押送者に對しては八號の二入號の二とす如し押送帳簿に於ける組番號も亦此例に依る 一 發送押送官署名及主任官吏認印の欄に於ては典獄支署長警察署長分署長及憲兵隊長屯所長之が認印を 押捺するものとす				

押送帳簿雛形 (被押送者一人に付半葉とす)		罪質、刑名刑期 (刑事被告人なるときは被告事件)		族 籍 氏 名 年 齡	
番 號	押送狀番號	組 番 號	押送狀作製の年月日	發送官署名	押送し來りたる 官 署 名
發送官署名	送付官署名	最後、送付を受くべ き官署名	押送來りたる首席官吏 氏名及押送吏員數	發送及到着日時	到着明治 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
備 考	本欄には被押送者にして發病死亡逃走其他の事故あるに際し詳細に其旨を明記し且所持金品の處 分方等を擧ぐるものとす	送致金品	押送方法	食糧給與の度 數及其代價	到着前 到着後
		金額	點數	本欄には金額並に會計に關する帳簿の員數又は 番號を記載すべし 本欄には點數並に物品帳簿の員數又は番號を記 載すべし	

改正押送規則同細則に對する

方針通牒

明治三十年十二月内務省令第三十七號を以て囚人及
刑事被告人押送細則定められ夫れと同時に左の主旨
を以て監獄警保兩局長より全國一般に通牒を發せら

れたりと云ふ (通牒文略す)

一、瀛車漚船の便ある地方間に在ては成るべく是
等の便を利用し途中急病死亡等の事故出來せ
ざる限りは下車下船せしむることなく直接に
其目的地迄押送を爲すべし

- 二、押送は成べく速に之を爲し一時に數人を淹留して押送に付することなからしむべし
- 三、警察遞傳に依り押送せらるべき囚人刑事被告人の員數は一時に凡そ十名以内とし押送官吏の員數は押送官吏一人に付被押送者五名を超へざる様爲し逃走暴行又は却奪せらるゝの虞れある者に對しては特に押送官吏の員數を増し警戒を嚴にすべし
- 四、遞傳押送の場合に於ては押送官署は成るべく前以て交付を受くべき官署に其人員等を通知すべし殊に被押送者にして逃走暴行其他危険の虞あるときは尙其旨をも併せて通知すべし
- 五、押送は左記の場合に於ては成るべく車馬を用ゆべし
 - 一 老人虚弱者其他歩行に堪へざる者あるとき
 - 二 逃走暴行又は却奪せらるゝの虞れあるとき
 - 三 至急押送を要するとき
 - 四 土地の狀況其他事情に由り止むを得ざるとき
- 六、押送途中の休憩は豫め其場所を定め置き可成豫定以外の地に休憩せしめざる様爲し飲食用

- 七、便等は豫定の休憩所に於て之を爲さしむべし其犯の刑事被告人は各別に押送すべし若し止むを得ず同時に押送するときは戒護を嚴にし通謀等の弊なからしむべし又留置場等に宿泊せしむる場合に於ても成るべく共犯者を同一の房に留置せしめざる様爲すべし
- 八、本人と同時に送るべき金品あるときは各押送官署は會計物品に關する諸規程に従ひ帳簿に之を記入し其受授を明かにして保管轉換を爲すべし
- 九、被押送者をして市街を通行せしむるときは成るべく衆人雜沓の地を避けしむべし
- 十、押送官署には前各項押送に關し心得置くべき事項を訓授し置き押送中被押送者の物品購求難談等を嚴禁せしむべし
- 十一、押送規則并に同細則は囚人刑事被告人を押送するときは之を適用すべきは勿論なりと雖も懲治人別房留置人に對しても亦之を準用すべし

警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上大藏大臣閣下題字

- 前司法大臣 清 浦 奎 吾君 序文 帝國大學法科大學士 教授 法學博士 穂 積 陳 重君 序文
- 神奈川縣知事 中 野 健 明君 序文 特命全權公使 兼 外務省參事 官文學士 都 筑 馨 六君 序文
- 長崎縣知事 小 松 原 英太郎君 序文 外務省參事 官文學士 久 米 金 彌君 序文
- 內務省監獄事務官 小 河 滋次郎君 編著 內務省社寺局長文學士 久 米 金 彌君 序文

監 獄 學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

- 前司法大臣 清浦奎吾君序文 內務省儲獄務顧問 故フラン、ゼー、パツハ君序文
- 北海道集治監典獄 石澤謹吾君序文 內務省社寺局長文學士 久米 金彌君序文
- 前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 內務省監獄事務官 小 河 滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

長崎縣知事小松原英太君郎演述

監獄費國庫支辨論

完

前司法大臣清浦奎吾君序文
宇川盛三郎君序文
內務省監獄事務官小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

長崎縣知事小松原英太君序文
內務省社寺局長文學士久米金彌君序文
特命全權公使都筑馨六君序文
外務省參事官文學士都筑馨六君序文
內務省監獄事務官小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

長崎縣知事小松原英太君題字
宮城縣典獄山崎義德君序文
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城集治監教誨師藤吉習教君著

監內揭示條目辯解

全

前司法大臣清浦奎吾君題字
前大審院長三好退藏君序文
內務省監獄事務官小河滋次郎君序文
湖岡幸助君著

感化事業之發達

發兌

東京市京橋區出雲町一番地

定價 十八錢
郵稅 四錢

警醒社書店

◎廣告

○諸官省、陸海軍、裁判所、廳府縣、警視廳、警察部、集治監、監獄署、御出版物、印刷物、帳簿製
 本受負御用ハ本院多年ノ經驗ニ依リ確實低廉ヲ旨トシ力メテ迅速ニ御用辨可致ハ勿論印刷、洋紙、
 製本等ノ機關ハ最モ完備致居候間何程多數ノ御注文ニテモ受負時日ヲ誤リ又ハ見本、見積書ニ相違
 ノ物品ヲ上納スルガ如キ弊習ナカラシメテ相督ヒ層一層勉勵仕候間多少ニ係ハラズ御用被仰付度奉
 願候

○本院副業トシテ諸官廳御需用ノ物品一切並陸海軍、各高等官、警察官、司獄官ノ御制(略)服、帽子、
 帶鉤、靴、手帖等調進ノ御受負可致候

○各集治監監獄署御製品ノ販賣並素品御需用ノ節ハ何品ニ係ハラズ御用被仰付度候

○前記御用品ノ外地方御在官者ノ御便益ヲ斗ランカ爲メ各自御需用ノ物品(書籍、時計、和洋服、一ダ
 ス以上ノ手袋、靴足袋等)何品ニ限ラズ東京府下ニ於テ御購求相成度御希望ノ向ハ本院義務トシテ極
 廉直ニ購買シ御送付致シ其代金ハ小包郵便ヲ以代價引換ヘ若クハ官廳ノ證明ヲ得ルカ又ハ確實ト認
 ムル在官者二名以上ノ責任者被相立候時ハ該代金ノ半額以上ハ三ヶ月以内ノ月賦拂トシテ御送付可
 相成至極御便利ノ御取扱可仕ニ付何品ニ限ラズ無御遠慮被仰越度必御懇切ニ御世話可致候
 御用ノ節ハ見本又ハ明細書、説明書御示シ奉願候ハ、早速見積書若クハ見本差出シ或ハ手代出頭御
 用爲相伺可申候

東京市四谷區荒木町廿七番地

東京書院

(電話出願中)

(行 務 期 定 四 一 日 毎)

前司法大臣 清浦奎吾君蓮字 内務省監獄事務官 小河滋次郎君序
 前大審院長 三好退藏君序 湖處子序
 留岡幸助君著

感化事業之發達

定價 十八錢

郵稅 四錢

發兌 東京市京橋區出雲町一番地 警醒社書店

寄書規定

- 第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、野紙、白紙を問はず、半紙又は差濃紙の内を以て一行(行にて)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし
 - 第二 寄書は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖も一問一答如に必別紙に御認めあらんとを乞ふ
 - 第三 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め機外に御認め相成たし
 - 第四 費解に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるべし
 - 第五 毎日五日前(六月一日)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すべきものと御承知被下たし
- 質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

明治三十一年二月二十日

發行人兼編輯人

印刷所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戸
 發行所 東京市四ツ谷區荒木町二十七番地
 印刷所 東京市京橋區出雲町二丁目一番地

破村發
 海沼富太
 警察監獄學會
 本會事務所
 明會社

(明治二十七年二月)
 (廿六日選信省認可)